

特集

大学との連携で進める地域活性化

■年頭のごあいさつ 4
 全国市長会会長 長岡市長 ● 森 民夫

■平成28年総務大臣年頭所感 6
 総務大臣 ● 高市早苗

〔寄稿1〕大学との連携による地域活性化 22
 高崎経済大学地域政策学部教授 ● 大宮 登

〔寄稿2〕外部との融合による地域力向上 25
 地域と大学が連携した継続的な取り組み 25
 常陸太田市長 ● 大久保太一

〔寄稿3〕都留市版生涯活躍のまち(CCRC)構想 28
 構想のキーポイントは「大学コンソーシアムつる」 28
 都留市長 ● 堀内富久

〔寄稿4〕「彦根デザイン・カレッジ」の取り組みについて 31
 彦根市長 ● 大久保 貴

〔寄稿5〕人と産業が集まり成長するまち 34
 産学官連携による新産業創出 34
 飯塚市長 ● 齊藤守史

〔第15回市長フォーラム〕社会保障と都市の展望 37
 特別講演・労働供給制約の時代に 37
 慶應義塾大学商学部教授、慶應義塾長 ● 清家 篤

■とっておき！美しい都市の景観 3

〔旧料亭金勇〕能代市(秋田県)

■新連載 こだわりの食材で Smart Life 10

豆腐——最強の大豆食品「TOFU」

表紙イラスト：山本 陽
 本文イラスト：川名 京

市政ルポ 48



大野城市(福岡県)
 悠久の歴史を共働でつなぐ
 愛郷とにぎわいのまちづくり

大野城市長 ● 井本宗司

<p>■市長座談会……………11</p> <p>健康寿命を延ばす、元気な地域づくり</p> <p>座談会出席市長 ● 中野市長・池田 茂／志木市長・香川武文／藤枝市長・北村正平／小村和年・呉市長</p> <p>司会・コーディネーター ● 中央大学総合政策学部教授・細野助博</p>	<p>動き</p> <p>■世界の動き／イスラム国と南シナ海が焦点 時事通信社元解説委員長 ● 金重 紘……………42</p> <p>■経済の動き／TPPを地域活性化の手段として活用する 東京大学大学院教授 ● 伊藤元重……………44</p> <p>■自治の動き／30年後より30年前を見よ ジャーナリスト ● 松本克夫……………46</p>	<p>■法令相談室から……………54</p> <p>平成27年を振り返って 全国市長会顧問弁護士 ● 松崎 勝……………54</p> <p>■マイ・プライベート・タイム……………58</p> <p>新庄をもっと元気に！ 新庄市長 ● 山尾順紀……………58</p> <p>■わが市を語る……………62</p> <p>◆可能性を生かし、人と財が集まる「由利本荘ブランド」を創造 由利本荘市長 ● 長谷部 誠……………62</p> <p>◆人・地域・自然が奏でる 和みのまち 山梨市 山梨市長 ● 望月清賢……………62</p> <p>◆住んでよかったと思える元気なまちづくり 五條市長 ● 太田好紀……………62</p> <p>◆「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」の実現を目指して 南島原市長 ● 松本政博……………62</p>	<p>■時代を駆け抜けた偉人たち……………70</p> <p>お奉行日和 民政家 川路聖謨^⑩ 山大工 作家 ● 出久根達郎……………70</p> <p>■編集後記……………80</p> <p>■市政ギャラリー 都市の素顔……………81</p> <p>「平戸港」(長崎県)</p>
--	---	--	--

■都市のリスクマネジメント……………60

地域防災の観点からのリスクマネジメント

総務省消防庁消防大学校客員教授 ● 日野宗門

■全国市長会の動き— Mayors' Action……………72

■平成28年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援について(依頼) ……79

■これぞ！イチオシ(奈良市)……………80

年頭のごあいさつ

地域の課題を乗り越え さらなる飛躍の年に

全国市長会会長 長岡市長

森 もり
民夫 たみお



年頭にあたりまして、謹んで新春のお慶びを申し上げます。

全国市長会の運営および諸活動につきまして、旧年中に賜りましたご支援、ご協力に深く感謝申し上げます。

また、昨年6月の全国市長会議におきまして、皆さま方からのご信任を賜り、引き続き会長職を担わせていただくこととなりました。皆さま方からいただきましたご期待にお応えすべく、その職責を全うしてまいりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

さて、昨年は、安倍内閣により「地方創生元年」と位置付けられ、皆さまにおかれましても、地方版総合戦略の策定や地域

それぞれの創意工夫を生かした施策に日夜取り組まれるなど、地域の活性化のために進められた一年であったのではないのでしょうか。

本会におきましても、地方創生の背景にあります、人口減少、少子化問題について、少子化対策・子育て支援に関する研究会において精力的に研究を重ね、昨年の総会において「少子化対策・子育て支援に関する特別提言」を取りまとめました。昨年の11月に、政府が「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」を決定し、夢をつむぐ子育て支援の基本的な考え方を示されたことは、本会の特別提言と軌を一にするものであり、その実現に大いに期待しているところであります。

また、地方創生に関する新たな交付金制度の創設が明年度の政府予算(案)に盛り込まれるとともに、地方分権改革におきましても、われわれが強く求めてきた農地転用許可に係る権限が、都道府県のみでなく指定市町村にも移譲されることとなるなど、われわれの主張が着実に実を結んできているところであります。農地制度の改革等は、われわれの長年の悲願が実現したわけでありますので、できるだけ早期に指定市町村に指定されるよう積極的に取り組む必要があると考えております。

国と地方の協議の場をはじめ、総理と市町村長との懇談会などさまざまな場面で政府と対話を続ける中で私が感じてい

ることがあります。それは、基礎自治体と政府との距離が近づいてきているということでもあります。以前は都道府県中心であった国の対応が、政府との交渉を続けるにつれ、確実に基礎自治体を重視する対応へと変化してきています。

第三次安倍改造内閣では、「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」を目指すとされていますが、「地方創生の実現なくして一億総活躍社会なし」であります。今後のわが国の未来は、地方の肩に、特に基礎自治体の肩にかかっていると、とても過言ではないと考えております。

一方、明年度の税制改正については、皆さま方に積極的な要請活動を展開していただくなどを挙げて活動した結果、車体課税の見直しでは代替財源として市町村に対する新たな交付金が創設されるとともに、ゴルフ場利用税では現行制度が堅持されることとなりましたが、固定資産税においては、償却資産の一部に時限措置とはいえ軽減措置が講じられることとなりました。固定資産税は都市財政を支える基幹税でありますことから、このような措置が継続されるようなことはあつてはなりません。この措置が今回限

りのものとなるよう、また、増加する都市自治体の財政需要に的確に対応していくために必要な税財源の充実強化に向け、引き続き各方面に対して強力に働きかけてまいり所存であります。

ご案内のとおり、東日本大震災が発生してから、5年が経過しようとしています。被災した地域におかれては、これまでも懸命の努力が続けられていますが、今なお被災自治体では種々の課題に直面しています。集中復興期間の終了後も、地域の実情に応じた被災者の生活再建や地域の復興に向けた取組を着実に進展させていかなければなりません。

本会といたしましても、政府に対して復興財源の確保や、制度の柔軟な運用等を求めていくとともに、引き続き全国からの都市職員の被災自治体への派遣を行ってまいりますので、皆さまのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上のように、都市自治体の役割は、これまでにも増して重要となつてきており、これに伴って本会の果たす役割も増加の一途をたどっております。昨年の会長選

挙立候補に際してお約束しましたように、政府に対してしっかりと提案等を行っていくけるよう、本会の組織体制の強化を進めてまいります。

これらのほかにも、いよいよ本格運用が開始される社会保障・税番号制度への対応や、防災・減災対策の充実強化、持続可能で安定的な社会保障制度の構築、2020東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みなど、課題が山積しています。今後においても、困難な課題が生じてくることは想像に難くありません。しかし、市長に課される重責が日々増加していくということは、裏を返せばわれわれに対する期待の表れであると言え、さらなる飛躍に向けたチャンスでもあります。

本年が都市自治体にとってさらなる飛躍の年となるよう、引き続き皆さまからのご支援、ご協力を賜りながら、市長同士の連帯・連携を重んじながら、職務に邁進してまいりたいと存じます。

結びに、全国各都市のますますのご繁栄とご発展を祈念申し上げます、新年のごあいさつといたします。

平成28年総務大臣年頭所感



総務大臣

たかいちさなえ
高市早苗

はじめに

新春のお慶びを申し上げます。

平素より、総務省職員ともどもご指導を賜り、有難うございます。

一昨年9月に総務大臣に就任致しまして以来、地方経済の好循環を確立する「ローカル・アベノミクス」の実行を掲げ、地域経済の再生と財政健全化の両立、社会全体のICT化の推進、誰もが意欲を持って参画できる社会の実現、安心・安全な社会の構築等の重要課題に取り組んできました。わが国の現状を見れば、アベノミクスの諸施策により、経済の好循環が実現しつつあり、デフレ脱却まであと一歩というところまでできています。

本年も、総務省の総力を結集して取組を加速し、誰もがもう一歩前へ踏み出すことができる「二億総活躍社会」を創り上げるという強い決意の下、昨年、大筋合意に達したPPPを経済再生・地方創生に結びつけながら、できることはすべて

行うとの認識を持って、関係府省と連携し、効果的な施策を立案・実施してまいります。

地方から日本を再生する

地方の再生なくして日本の再生はありません。日本列島の隅々まで活発な経済活動が行き渡り、一人ひとりが暮らしの中で景気回復を実感できるように、地方創生に取り組んでまいります。

このため、平成28年度の地方財政については、地方創生等の重要課題に取り組みつつ、地方自治体が安定的な財政運営を行えるよう、一般財源総額について前年度を0・1兆円上回る61・7兆円程度を確保するとともに、まち・ひと・しごと創生事業費についても、地方自治体が自主性・主体性を最大限発揮して地方創生に取り組むことができるよう、引き続き1兆円を計上してまいります。また、地方税が大幅に増収となる中で、地方交付税総額について昨年度とほぼ同程度となる16・7兆円程度を確保しつつ、赤字地方債である臨時財政対策債の発行額を前年度から0・7兆円

の大幅減とするなど、一般財源の質を高めてまいります。

地方税においては、外形標準課税の拡大や、自動車税・軽自動車税における環境性能課税の創設など、安倍内閣の最重要課題であるデフレ脱却と経済再生を地方から後押しする取組を進めるとともに、地方法人課税の偏在是正措置等を進め、全国の各地方自治体が地方創生の推進に取り組む基盤となる地方税財源の充実確保に努めてまいります。

日本再生のカギは地方経済にあります。地方経済の好循環の確立のためには、地方に「しごと」をつくり、「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を拡大することが必要です。

このため、地方自治体がエンジンとなって、地域の総力を挙げて地域の有効需要を掘り起こし、所得と雇用を生み出すことで、地方からのGDPの押し上げを図る「地域経済好循環推進プロジェクト」を推進し、為替変動にも強い地域の経済構

造改革を進めてまいります。具体的には、創業支援事業計画に基づき、雇用吸収力の大きい地域密着型企業を立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」や、バイオマス等の地域資源を活用して地域エネルギー企業を立ち上げる「分散型エネルギーインフラプロジェクト」により、地域で生産性の高い企業を次々と立ち上げてまいります。

また、「自治体インフラの民間開放」として、公共施設を民間に開放し、民間事業者のビジネス拠点を創出する「公共施設オープン・リノベーション」や、地域産品の海外への販路開拓や対日直接投資を推進する「地域経済グローバル循環創造事業」などを進めてまいります。

さらに、地方への人の流れを促進するため、昨年開設した「移住・交流情報ガーデン」において、地方自治体や関係府省と連携した取組を進め、「全国移住ナビ」のさらなる充実と併せ、移住希望者への情報提供体制を強化してまいります。また、地方への人材還流を促進するため、「地域おこし協力隊」の隊員数を平成28年度中に約3000人に拡充することを目指します。

加えて、「集約とネットワーク化」の考え方に基づき、中核性のある都市が近隣市町村と有機的に連携し地域の活性化を図るため、連携中枢都市圏や定住自立圏を形成し、圏域全体の経済成長の牽引、高次の都市機能の集積、生活機能サービスの確保・向上といった取組を推進します。過疎地域など条件不利地域については、基幹集落を中心とした集落ネットワークの形成などにより、集落の維持・活性化を図ってまいります。

世界最先端のICT大国へ

ICTは、あらゆる社会・経済活動や国民生活に不可欠な基盤であるとともに、わが国の未来への投資を加速させ、地方におけるイノベーションの創出を促し、成長と雇用を生み出す鍵となる重要な分野です。

特に、あらゆる「データ」の活用により新たな価値を生み出す「IoT/ビッグデータ時代」の到来を踏まえ、政府としてもわが国のさらなる成長を強力にサポートしていく必要があります。総務省では、IoT/ビッグデータ時代の新たな情報通信政策や先進的な技術開発・実証を推進するため、昨年12月の情報通信審議会中間答申も踏まえ、実践的なセキュリティ演習の実施拡大に向けた制度整備やIoTテストベッドによるサービス開発支援の予算措置などの取組を迅速に進めてまいります。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、日本の世界最高水準のICTを世界に発信できる絶好の機会です。大会以降のわが国の持続的成長も見据え、超高精細で臨場感あふれる4K・8Kの普及推進や先進的な研究開発などを通じ、世界最高水準のICT利用環境の実現に向けて取り組みます。また、わが国を訪れる外国人へのおもてなしの観点から、災害情報等の一斉配信を可能とするデジタルサイネージと「言葉の壁」をなくす多言語音声翻訳システムを有機的に組み合わせ、母国語等の個人の属性に応じた情報提供等を可能にするクラウド環境の構築など、「社会全体のICT化」をさらに進めてまいります。

また、家計における可処分所得の拡大や経済活性化・国民生活の向上を実現する観点から、特に、利用者にとって分かりやすく納得感のある携帯電話の料金・サービスを実現し、スマートフォンを国民の生活インフラとして定着させてまいります。具体的には、昨年12月に策定した取組方針に沿って、スマートフォンの料金負担の軽減、端末販売の適正化、MVNOのサービスの多様化を推進するなど、固定・モバイルの競争環境の整備等に取り組みとともに、引き続き、超高速ブロードバンド等の普及を促進してまいります。

さらに、農業、医療、教育、雇用、行政等、さまざまな分野へのICTの活用を一層推進することで地域の産業・魅力を磨き上げ、地域活性化に向けた好循環の芽を育ててまいります。そのため、ICTを活用した街づくりに取り組む地方自治体等への支援や、企業や雇用の地方への流れを促進するテレワークセンター・サテライトオフィス等での遠隔勤務（ふるさとテレワーク）の推進、地域においてもICTの恩恵を十分に享受することができるよう、地域住民や訪日外国人にとって平時時・災害時問わず有効な情報収集手段となる無料WiFiの整備をはじめ、高速モバイル、ブロードバンドなど地域の通信・放送環境の整備を推進します。

拡大する国際市場を獲得するために、昨年11月に設立された株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構（JICT）と連携しながら、引き続き、わが国ICTの特徴・強みを生かした「質の高いインフラ投資」を推進するとともに、防災ICTや郵便等ICT分野全体でのさらなるトップセー

ルスに取り組んでまいります。また、地域経済の活性化にも資する放送コンテンツの国際展開の促進やテレビ国際放送の充実・強化を通じて、わが国の対外情報発信力を強化するとともに、昨年11月に広島で開催した「情報通信の開発指標を考える国際シンポジウム(WTIS-15)」において、多くの開発途上国の閣僚からICT開発に関する生の声をお伺いしたことも踏まえ、開発支援をはじめICTによる地球規模の課題解決の推進に率先して取り組んでまいります。

本年5月にわが国が議長国となり開催される「G7伊勢志摩サミット」の関連閣僚会合として、4月29日、30日に、「G7香川・高松情報通信大臣会合」を香川県高松市において開催します。ICTやセキュリティ対策など、世界的にも関心が高いテーマについてG7各国の担当大臣と議論を深めるとともに、ICT分野におけるわが国のリーダーシップを発揮し、首脳会合における議論にも貢献してまいります。

くらしやすく 働きやすい社会を実現する

一億総活躍社会に資するため、女性、高齢者、障害をお持ちの方、山間や離島にお住まいの方など、わが国のすべての人が活躍できる可能性を広げるテレワークの普及をさらに促進し、多様な柔軟な働き方の実現に向けて、関係省庁と連携して取り組んでまいります。

地方自治体においては、子育て、教育等の住民に身近な行政について多様な発想が求められており、女性の活躍の場を広げることは、柔軟な働き

方改革とともに、経営戦略上の重要課題になっていきます。すべての地方自治体は、「女性活躍推進法」により、本年3月末までに女性活躍のための行動計画を策定し、さらに取組を進めることとされており、総務省としても、本年「女性活躍・人材活用推進室(仮称)」を新設し、各地方自治体の取組を強力に支援する考えです。

マイナンバー制度については、本年1月1日からマイナンバーの利用および個人番号カードの交付が開始されます。引き続き、詐欺対策を含めたマイナンバー制度の広報、個人番号カードや公的個人認証サービスの利活用推進などに努めてまいります。特に個人番号カードのICチップに格納される電子証明書やICチップの空き領域を官民で活用することによって、地域の経済成長につながる道筋をつけてまいります。

国民の利便性の向上、行政運営の効率化、公正・公平な社会の実現に資するというマイナンバー制度の基本理念の実現には、多くの住民情報を扱う地方自治体の情報セキュリティ対策を抜本的に強化することが不可欠です。総務省としても、都道府県および市区町村と連携しながらしっかりと取組を推進してまいります。

郵政事業については、昨年11月、日本郵政、ゆうちょ銀行およびかんぽ生命保険の3社が上場を果たしましたが、ユニバーサルサービスを引き続き確保するとともに、郵政民営化の成果を国民の皆さまに一層実感していただけるよう、新たな事業展開等による企業価値や利用者の利便性の向上を促進してまいります。

特に、ゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の限度額

の見直しについては、昨年末に出された郵政民営化委員会の所見を踏まえ、関係省庁と連携して、関係政令を改正するべく、速やかに対応してまいります。

国民の生命・生活を守る

安倍内閣の閣僚は、「全員が復興大臣」との意識を共有し、従来の発想にとらわれないことなく、東日本大震災被災地の復興に取り組みます。

復興の歩みを止めないためには、何よりも、膨大な復旧・復興事業を行う被災自治体のマンパワーや財源の確保が重要です。

被災自治体には、これまでに全国の地方自治体から延べ9万人以上、昨年も約2200人の職員が派遣され、活躍して下さっています。被災から間もなく5年となりますが、被災地の復興事業が本格化する時期を迎えるため、総務省としては、被災自治体のご要望等を踏まえ、改めて全国の地方自治体に職員派遣を要請させていただくほか、任期付職員の採用支援等について努めるなど、被災自治体のマンパワー確保を支援してまいります。

また、平成28年度以降の復興事業等に係る被災自治体の負担について、平成32年度までの「復興・創生期間」中は、その財源を確保し、引き続き震災復興特別交付税による措置を行ってまいります。今後とも、被災自治体の実情を十分にお伺いしながら、被災地の復興に真に必要な復興事業の実施に支障が生じないよう、適切に対処してまいります。

さらに、過去の災害の教訓を踏まえた消防防災

体制の拡充・強化、ICTを活用した復興街づくりやICT基盤の復旧の推進にも取り組んでまいります。

昨年は、5月の口永良部島噴火や9月の関東・東北豪雨などの災害が発生しました。また、今後は、首都直下地震や南海トラフ地震等の発生が危惧されています。

このため、今後の大規模災害等に備え、緊急消防援助隊の大幅増隊や、多様化・高度化する消防需要に対応するための常備消防力の充実強化、消防団を中核とした地域防災力の充実強化などに取り組んでまいります。

中でも、消防団の充実強化については、すべての都道府県知事および市区町村長に、消防団員確保に向けた一層の取組のほか、消防団員の処遇改善などを要請しております。また、日本経済団体連合会等の経済団体に対しても、就職活動時の学生消防団活動への評価や従業員の消防団活動への協力などについて、お願いを致しました。今後も、総務省は、消防団の充実に力を注いでまいります。

近年、サイバー攻撃が巧妙化しており、昨年9月に新たな「サイバーセキュリティ戦略」が閣議決定されたところです。総務省では、同戦略も踏まえ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やIoT時代も見据えた新たな脅威に対して、実践的サイバー防御演習を強化するなど、わが国のサイバーセキュリティの強化に取り組んでまいります。

また、災害時における国民への迅速かつ適切な情報提供を確保するため、放送ネットワーク

の強靱化など、ICT基盤の整備を進めてまいります。

未来を拓く

行政機関等の保有するパーソナルデータについて、昨年、民間部門の個人情報保護法の改正が行われたことも踏まえ、個人情報保護および国民の安心をしっかりと確保しながら、適正かつ効果的な活用を図るための制度改正に取り組んでまいります。

約50年ぶりに抜本的に改正された行政不服審査制度が、本年4月、公正性を高めた新たな制度としてスタートします。新設される行政不服審査会などの第三者機関の機能を發揮させ、行政に対する信頼の確保にも努めてまいります。

行政の評価・監視や行政相談については、若者、高齢者、女性、障害をお持ちの方を含めすべての国民が活躍できる社会の実現につながるよう、国民目線で各府省の業務の実態を調査・把握し、改善を力強く働きかけていきます。

政策評価については、政策の見直し・改善への一層の活用等を目指し、政策評価審議会の知見も活用しながら、評価の質や実効性の向上を図ってまいります。

統計については、すべての事業所・企業を対象にわが国の経済の全体像を描き出す「経済センサス」活動調査」および生活時間の過「し方」を始め、国民生活の日々の姿を見る「社会生活基本調査」を実施します。これらの調査ですべての回答者にオンライン回答を可能とするなど、国の基幹となる各種統計調査を確実に実施し、社会の発展に不可

欠な客観的で正確な統計情報の提供を行ってまいります。また、オープンデータの高度化をさらに進めるとともに、これらの活用により地域の産業構造を見える化した「地域の産業・雇用創造チャート」の整備を進め、地方創生を後押しします。

公的統計の体系的整備については、「公的統計基本計画」に基づき、取組を続けてまいります。特に本年は、4月に統計委員会が内閣府から移管されることとなりますので、これを機に、公的統計のより一層の充実に努めてまいります。

さらに、選挙権年齢の18歳への引下げを踏まえ、若者の政治意識の向上を図るためにも、国や社会の問題を自分たちの問題として考え、捉え、行動していく主権者を育てることが重要であり、総務省においても、すべての高校生に政治や選挙に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」を配布するとともに、若者啓発グループと連携して全国各地でシンポジウム等を開催しており、各選挙管理委員会等の関係機関とも十分連携し、主権者教育の充実に努めることにより、若者の政治意識の向上に取り組んでまいります。

結び

以上のように、総務省が対応すべき課題は多岐に渡りますが、本年も総務省が持つ政策資源を総動員し、全力で働いてまいります。

皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、本年が皆さまにとって飛躍の年となりますようお祈り申し上げます。

平成28年元旦

健康寿命を延ばす、 元気な地域づくり



こむら かずとし
小村 和年
呉市長(広島県)



きたむら しょうへい
北村 正平
藤枝市長(静岡県)



かがわ たけふみ
香川 武文
志木市長(埼玉県)



いけだ しげる
池田 茂
中野市長(長野県)

司会・コーディネーター

ほその すけひろ
細野 助博

中央大学総合政策学部教授

高齢社会を迎える中、単に寿命を延ばすだけではなく、健康で日常生活を自立して送ることができ期間を指す「健康寿命」の延伸がわが国の重要なテーマとなってきました。厚生労働省では、国民の生活習慣を改善し、健康寿命を延ばすための運動として「Smart Life Project (スマートライフプロジェクト)」を展開しているほか、自治体でも市民を巻き込んだ生活習慣病予防の試み、運動環境の整備など、幅広く取り組んでいます。

座談会では健康寿命の延伸に向けて取り組む池田・中野市長、香川・志木市長、北村・藤枝市長、小村・呉市長にご出席いただき、取り組みの内容、その効果、今後の展望などについて幅広くお話しいただきました。

(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)

市民に常に健康を意識させる
仕掛けづくりが重要。
スーパーと連携して食材の
色分け運動にも取り組みます。



池田 茂
中野市長(長野県)

健康寿命を地域で延ばすには

細野 健康寿命とは「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義づけられています。平成22年の時点で平均寿命と健康寿命の差は男性で9・13年、女性で12・68年。この差をできるだけ縮めようと、国を挙げてさまざまな取り組みが進められています。では、各都市の健康寿命の延伸に向けた取り組み

みについてご紹介ください。

池田 中野市は農業生産が非常に活発な地域で、第1次産業就業者の割合は全国平均の約6倍。さらに65歳以上の就業率は全国の都市の中では4番目と、高齢になっても多くの方が元気に農作業を行っている地域です。

また、須坂市が昭和33年に始めた「保健補導員」活動を中野市でも昭和37年に導入しました。現在、地区ごとに選出された保健補導員480名が、住民に対して検診の働き掛け、生活習慣病予防に向けた研修、健康づくり事業の推進などを担っています。

さらに、聖路加国際病院名誉院長の日野原重明先生には昭和53年以降、2年おきにご講演をお願いしておりますが、これ



をきっかけに血圧自己測定や減塩食の促進など、地域ぐるみの健康増進活動も活発に展開されてきました。

ただし、原因は明らかになっていませんが、特定受診結果からHbA1c（ヘモグロビン・エイワンシー）の保健指導判定値である5・6%以上の割合が県内でもかなり高いなど、まだ課題があることも事実です。合併から10周年を迎えた今年



血圧測定友の会会員による血圧測定。地域の健康づくりに一役(中野市)

の9月に、「健康長寿のまち」を宣言しましたが、これを機に、生活習慣の改善、疾病や重症化の予防はもちろんのこと、高齢者が体を動かしていただけるよう、さまざまな政策誘導をしていきたいと考えています。

香川 埼玉県では65歳に達した県民が要介護2以上になるまでの期間を、独自に「健康寿命」と定めています。この定義にあてはめると、志木市の健康寿命は県内の自治体の中でも上位レベルという結果が出ています。とはいえ、志木市でも大規模開発されたニュータウンの居住者をはじめ、高齢化率が着実に上昇していることから、市民の健康づくりは非常に重要な課題だと考えています。

特に大きな目標としているのが、医療費の抑制です。志木市では平成30年度には平成25年度に比べ国保法定外繰入金金の50%削減を目標に、データヘルス計画を活用して、糖尿病のハイリスク者に対するアプローチに取り組んでいるほか、標準化死亡率などを参考にしながら、具体的な健康づくりの取り組みも推進しています。その代表的な事業が、平成27年度から40歳以上の市民を対象に行っている「健康寿命のばしマッスルプロジェクト」です。「健康運動教室」と



参加者それぞれの生活や健康状態に合わせた「健康になりまっする教室」(志木市)

して、ノルディックウォーキング・ポールウォーキングを取り入れた有酸素運動やバランスのよい食事指導を実施しています。また、健康増進につながる行動をした場合に商品券と交換可能なポイントを付与する「いろは健康ポイント事業」を導入するなど、参加者のモチベーションをアップする取り組みも進めています。

北村 藤枝市は、市民が生き生きと暮らす健康都市を目指して、「健康」「教育」「環境」「危機管理」の頭文字をとった「4K施策」を重点政策に据えたまちづくりを展開しています。特に、健康施策では、「健康・予防日本一」を掲げ、「守る健康」「創る健康」の両面から施策を進めているのが特徴です。

「守る健康」としては、市内1000人体制の保健委員を牽引役に、病気の予防活動や早期発見・早期治療につなげる取り組みを推進して

ます。実際、特定健康診査受診率、がん検診受診率は全国でもトップクラス。メタボ率、国保・後期高齢者医療の被保険者1人当たりの医療費も際立って低いという、うれしい結果が出ています。

「創る健康」

小さなコミュニティで健康志向を醸成させていくことも大切。意識の高い市民にリーダーシップを発揮していただきたい。



香川 武文
志木市長(埼玉県)

としては、楽しい、お得、面白いをテーマに、市民の動機づけを図る施策を実施しています。具体的には志木市と同様に、健康的な生活習慣にポイントを付与する「健康マイレージ」を全国でも早期に導入したほか、歩きながら東海道の旅を疑似体験できる「バーチャル東海道の旅」、観光と健康の観点から、市の名所を紹介する「ふじえだ健康スポット20選」のプロジェクトを

進めています。

静岡県は非常に住みやすいのに、なぜか人口流出数が昨年度は全国で2番目、本年度の公表値でも4番目に多い県ですが、藤枝市に限っては6年連続で人口が増加しています。「健康」をはじめとした4K施策がとりわけ子育て世代に評価されていることもその要因の一つと考えています。

小村 呉市は市町村合併で、島しょ部をはじめ高齢化が顕著な地域が域に加わったことなどを背景に、高齢化率は約33%まで上昇しています。また、海軍工廠時代の名残から、大規模病院が多いという特徴もあり、市民が気軽に医療機関を利用しやすい環境も手伝って、一人当たりの医療費は全国平均よりはるかに高いレベルにあります。

そこで、市民のQOLの向上と医療費の適正化を目的に、呉市で進めてきたのが「健康寿命日本一のまちづくり」でした。私が10年前に市長に就任して以降、地区単位でのスポーツイベントや健康教室の開催、ウォーキング環境の整備、公園への健康遊具の設置などを積極的に進めてきました。

さらに、国民健康保険レセプトのデータベータ化をいち早く導入し、一括管理も全国で初めて推進。ジェネリック医薬品の利用促進につなげたほか、人工透析への移行の予防を目的に、広島大学大学院と連携して、糖尿病患者の中でも重症化リスクの高い市民に対して保健指導を行い、大きな成果を上げることができました。

また、減塩の意識を高め、高血圧をもたらず塩分の過剰摂取を防ぐために、「はじめよう！減塩生活」をキャッチフレーズとして、1日の

食塩摂取量を8g未満にすることを目標に、全市的にキャンペーンを展開し、啓発活動を行っています。

市民の動機づけをいかに高めるか

細野 健康づくりの取り組みは、いかに市民を巻き込み、主体的に取り組んでもらうかがカギになります。その意味でも、市民へのインセンティブは非常に重要だと思います。各都市ともこの点に大変力を入れていらつしやるように思いますが、効果のほどはいかがでしょうか。

香川 当初は、自分の健康を守るのに、行政がお金を出してどうするんだという批判もないわけではありませんでした。しかし、事業の実施以降、明らかに参加者のすそ野が広がってきました。ポイント事業のインセンティブが働いた結果でしょう。今後もポイント事業を継続して、参加者の数をさらに増やしていきたいと考えています。



“ふじえだ健康マイレージ”登録促進キャンペーンの様相(藤枝市)

北村 藤枝市の健康マイレージの特徴は、自分で目標を設定し、無理なくチャレンジできることと、公費を投入しない官民連携型であること。2

ご近所の方から運動や
検診を呼び掛けられると、
意外とやる気になるもの。
地域ぐるみの
健康づくりが必要です。



北村 正平
藤枝市長(静岡県)

週間以上取り組んで、一定のポイント達成すれば1年間、協力店のサービスが受けられる仕組みで、実際に市民のやる気はアップするなど、効果が上がっています。今では、「健康」に、「教育」「環境」「交通安全」の3つの分野を加えた「ふじえだマイレージ」がスタートしました。
池田 中野市でも70歳以上の市民は、各種がん検診や、受診料を無料にするなど、一種の特典を与えています。しかし、特定健診の受診率は45・3%で、私から言わせればまだ低い。医療費の圧縮にもつながりますから、より一層の受

診率の向上を目指したいです。

小村 呉市では、健康づくりの活動を行う各地区に対して、インセンティブを与えるところに特徴があります。それぞれの地区の特性を活かし、地区ごとに自主的な健康施策を実施してもらい、医療費の適正化を図る方が効果的だという考えから、各地区の行う健康づくり活動や健診受診勧奨活動に対して交付金を出しています。これにより、各地区で健康づくりを担う「運動普及推進員」が中心となって、ウォーキング会、グラウンドゴルフ大会など、住民参加のイベントが定期的に開催されるなど、大変盛んになっています。

細野 呉市長から、コミュニティを核にした取り組みの重要性についてご発言がありました。この件について、さらに各市長のご意見をお聞かせいただきたいと思います。

北村 通常、家庭の中で健康について話し合う機会はそれほど多くないでしょう。ましてや、自分で問題意識を持って、健康づくりに取り組むのは非常にハードルが高い。しかし、ご近所の方から運動や検診を呼び掛けられると、意外とやる気になるものです。その意味でも、地域ぐるみの健康づくりが必要です。藤枝市では、30年の歴史がある保健委員が自治会ごとに健康講座を開くなど、意識啓発を行っています。

池田 中野市でも地域住民が保健補導員として、健康づくり活動を担い、健康に関する知識を習得します。そして、2年の任期を終えると、またコミュニティに戻ってくる。地域にとって大きな財産です。また、市内には保健補導員会以外にも、血圧測定友の会、食生活改善推進協



レセプトの
データベース化により、
重症化リスクの高い
市民に対する保健指導で
成果を上げました。

小村 和年
呉市長(広島県)

議会、健康ボランティアなどのヘルスボランティアが結成されて、充実した活動が行われています。

香川 私も町内会など小さなコミュニティで健康志向を醸成させていくことが重要だと考えます。市内には37の町内会がありますが、将来的には健康に関して意識の高い市民が各町内会においてリーダーシップを発揮して、取り組みを進めていただきたいと思います。健康づくりをきっかけに地域がまとまれば、防犯活動など、ほかの活動



も活発になっていくと思います。

小村 コミュニティの希薄化が問題になっていますが、幸いなことに呉市では自治会、女性会、消防団、PTAなど、さまざまな団体が市民協働の重要な主体として、連携しながら取り組みを進めています。人に助けてもらい、自分も誰かを助ける「相互扶助」が地域の絆きずなを深める原点。地域社会が健全

になり、社会参画が進めば、個人も健康になっていきます。

北村 同感です。藤枝市の地方創生総合戦略のテーマは「『都市の健康』で未来を拓く」。「健全な都市」が「市民の健康」を創り、さらに人を呼ぶ好循環を生み出すということが発想の基になっています。

香川 確かに社会参画に熱心な人は健康に対する意識も高いですね。高齢者にもこれまでの経験を生かして生き生きと活動してもらおうと、志木市では「志民力人材バンク」を設けています。

子どものころから、健康に関心を

細野 健康寿命というと、高齢者や大人に向けたアプローチが中心になりま



「呉市健康の日ウォーキング大会」で海上自衛隊呉基地内を歩く様子(呉市)

すが、その一方で、子どもへの啓発や教育も重要だと思います。

香川 志木市は面積が9・05km²と全国の市の中で6番目に小さい都市。さしたる産業もない中で、人づくりは大きなテーマですから、将来、志木市に住みたいと思える子どもたちを育てたい。さらに、子どもたちが年齢を重ねて、大人になっても、ずっと、健康で過ごしていただきたい。ご家庭も巻き込んで、食事改善なども促していきたいと思っています。

小村 子どものころから健康に関心を持つことは非常に重要です。その観点から呉市では、「朝ごはん食べようキャンペーン」を行ったり、食育教室を開いたり、学校では薄味の給食を提供するなど、食育に力を入れています。子どもだけでなく、親御さんにも参加いただいています。

池田 中野市では農業が非常に盛んですから、学校給食の食材の6割以上は地元産の農産物を利用していただきます。実際に子どもたちが生産者のもとを訪れて、農業体験も行うなど、学校教育の中でも積極的に地産地消、食育を進めています。また、健康長寿のためには、歯の健康もと



細野 助博
中央大学総合政策学部教授

でも大切な要素であることから、市内の保育園、幼稚園、小中学校でフッ素洗口を実施しており、虫歯の本数は全国平均の3分の1程度となっております。

北村 ライフステージに応じた健康づくりのPRや啓発が重要です。藤枝市では子どもの段階から健康意識をはぐくむため、食育や歯の健康教育に力を入れるとともに、若いころから生活習慣病や認知症の予防について理解を深めていきたいと考えています。

ハード&ソフト事業で、健康施策をより活発に

細野 最後に、健康寿命の延伸に向けた今後の展望についてお話しください。

池田 市民に常に健康を意識させる仕掛けづくりが重要だと考えています。その一つが、食材の色分け運動。健康を保つには、バランスよく栄養を取ることが肝心ですから、普段の買い物でも、均等に購入できるように、市内のスーパーと連携して、栄養素ごとに食材を色分けしようと考えています。ほかにも介護が必要な市民を一人でも減らせるよう、脳血管疾患の予防

にも取り組んでいく計画です。

北村 藤枝市として目指したいのは、「コンパクトシティ+ネットワーク」。つまり、徒歩圏域を中心に歩きたくなるまちづくりで自然と健康になれる。そうした政策誘導を図っていきたくと考えています。

ただ、ハード整備だけでは成果が得られません。やはり、健康づくりは「人」を介して行われるもので、それも官民協働、行政の部局横断連携のもと。だから、職員も含めて、健康意識の高い人を育てていくことが大切です。

小村 呉市では早くも来年度に、全国に先駆けて高齢者の絶対数がピークを迎えます。その意味でも全国の都市のモデルとなろうと、これまでに準備に注力してきましたが、対応はおおむねうまくいっています。例えば、今市内に認知症の方は約6400人いますが、その方々を支える認知症サポーターの数はおよそ1万2000人にも及ぶなど、支援体制を整えています。

現在、広島大学大学院と連携し、後期高齢者医療・国保のレセプトデータ、介護保険データの連結・分析により、健康課題の抽出と対策を検討しています。

香川 健康づくりは、漠然とした理念だけではなく、現状をしっかりと把握することも重要です。志木市の場合、健康ポイント事業に参加した市民に歩数計を配布していますが、駅や公共施設など、市内26カ所に設置された専用端末にその歩数計をかざすと、歩数データが可視化されます。どのくらい努力したのか、日常生活の中で、ゲーム感覚で楽しみながら確認できるわけです。

一方でデータヘルス計画もまだ始まったばかりで、情報共有がまだ不十分なところもありますが、レセプトの管理・分析を充実させて、市民に正しく、詳細な情報を提供し、これまで以上に健康意識を高めていただきたいと考えています。

細野 社会保障費が増加し続ける中、健康寿命の延伸は全国の自治体にとって重要な課題です。いずれの市も地域協働の仕組みを生かし、市民への動機づけにも配慮されながら、効果的に取り組まれていました。今後とも、健康寿命の延伸に向けて、市を挙げて取り組んでいかれることを願っています。本日はどうもありがとうございます。

(平成27年11月12日、全国都市会館にて開催)

本コーナーは隔月掲載となります。今回は3月号に掲載予定です。



特集

大学との連携で進める 地域活性化

地域活性化、地方創生の一翼を担うパートナーとして大学が近年、重要性を増しています。文部科学省は、自治体と連携した教育・研究、地域貢献を進める大学を支援する「地(知)の拠点整備事業」(COC事業)を推進。総務省も、大学生と大学教員が地域の現場に入り、地域の課題解決や地域づくりに継続的に取り組んでいます。

今回の特集では、最近の動向を含めて、大学と都市自治体の連携によるまちづくりの重要性や具体的な都市事例をご紹介します。

寄稿 1

大学との連携による地域活性化

高崎経済大学地域政策学部教授 大宮 登

寄稿 2

外部との融合による地域力向上

地域と大学が連携した継続的な取り組み

常陸太田市長 大久保太一

寄稿 3

都留市版生涯活躍のまち(CCRC)構想

構想のキーポイントは「大学コンソーシアムつる」

都留市長 堀内富久

寄稿 4

「彦根デザイン・カレッジ」の 取り組みについて

彦根市長 大久保 貴

寄稿 5

人と産業が集まり成長するまち

—産学官連携による新産業創出—

飯塚市長 齊藤守史

大学との連携による地域活性化

高崎経済大学地域政策学部教授

おおみや のぼる
大宮 登



はじめに：今、自治体と大学の連携が重視されている

地域に大学があることは、自治体にとって大きな効果をもたらす。だからこそ、今、公立大学が増加している。1989年には、39大学で約6万人の学生数であった公立大学が、2014年には、86大学で約14万人の学生を抱える存在となっている。86大学という数は国立大学と同じ数であり、2016年度には福知山公立大学、山口東京理科大学などが、私立大学から公立大学への転換を目指しており、公立大学は、さらに、増えていく傾向がある。

今、なぜ公立大学が増えているのか、自治体と大学の連携が重視されているのか。本稿では、大学と地域の連携に関する近年の動向を整理し、地域活性化に資する可能性について論ずる。そして、大学と地域連携に関して、自治体が講ずべき効果的連携策などについても触れたい。

自治体と大学の連携に関する近年の動向

(1) 2000年から大学と地域連携が本格稼働

筆者は約40年間、大学に勤務してきたが、「自治体と大学の連携」として、本格的に動き出したのは2000年代に入ってからだと感じている。それまでも理工学部を中心とした産学連携や職場実習に取り組んできたが、あらゆる学部へ渡って、大学全体として自治体と連携を模索し始めたのは、2000年に入ってからである。

地域連携事業が本格稼働したのは、2003年から始まった「特色ある大学教育支援プログラム(特色GP)」であろう。GPはGood Practiceのことを指し、大学の教育改革の事業として特色のある優良な実践活動を、全国のモデル事業として支援しようとする事業であったが、その一つの領域に大学の地域貢献分野を設けたのである。このGP事業は、2004年には「現代的教育ニーズ取組支援プログラム(現代GP)」、2005年

には「質の高い大学教育推進プログラム(教育GP)」というように、毎年プログラム名を変えて継続し、2013年の「地(知)の拠点整備事業(COC)」につながっていく。

「地(知)の拠点整備事業」は大学が地域の拠点として、大学を挙げて地域課題解決に取り組むことを目指し、大学が立地する地域のCenter of Communityとしての役割と機能を果たしていくプログラムである。そして、これが発展する形で、2015年度に「地(知)の拠点大学による地方創生推進事業(COC+)」となった。2013年度、2014年度には「COC」として82大学が、そして2015年度には「COC+」として42大学が採択されている。本稿では、以下、COC、COC+を包含する形で「COC事業」と記す。

(2) 地域課題を解決するためのCOC事業

このCOC事業は、大学が自治体と連携し、協働で地域課題を解決するプログラムを創り上げることが大前提となっており、自治

大学を「地(知)の拠点(COC)」へ Center of Community		
事業名称	地(知)の拠点整備事業(大学COC事業)	地(知)の拠点大学による地方創生推進事業
事業目的	地域のニーズと大学のシーズ(教育・研究・社会貢献)のマッチングによる地域課題の解決	地方の大学群と、地域の自治体・企業やNPO、民間団体等が協働し、地域産業を自ら生み出す人材など地域を担う人材育成を推進
最終目標	地域再生・活性化の核となる大学の形成	若年層人口の東京一極集中の解消
申請要件	①全学的な取組としての位置付けを明確化(学則等の位置付けなど) ②大学の教育研究と一体となった取組(全学生が在学中に一科目は地域志向科目を履修) ③大学と自治体が組織的・実質的に協力 ④これまでの地域との連携の実績 ⑤自治体からの支援の徹底 —マッチングファンド方式—	大学COC事業の要件に以下を追加 ⑥自治体の教育振興基本計画や申請内容に係る自治体の基本計画等への申請大学の役割の記載 ⑦地域の複数大学、中小企業やベンチャー企業、NPO等との連携
成果指標	取組に対する連携自治体の評価	連携自治体にある企業等への就職率・雇用創出数 取組に対する連携自治体及び中小企業等の評価
予算	平成26年度 34億円 平成25年度 23億円	平成27年度予定額 44億円

体と大学の連携の最終形とも言える。例えば、群馬県にある私立大学の共愛学園前橋国際大学では、前橋市と協働し、「COC推進本部」を立ち上げている。前橋市からは副市長、教育長、政策部長、文化スポーツ観光部長、教育次長、指導担当次長が、大学からは副学長、国際社会学部長、事務局長、学長補佐、地域連携担当教員等が「COC推進本部

メンバー」を構成している。そこで練られた計画のもとに、特産品の開発、環境に関わる企業との連携プロジェクト、子ども育成プロジェクト、前橋学の実践、日本語教室支援など、さまざまな活動が展開されている。

(3)自治体と大学が協働し、地域課題を解決する環境が整う

このように、2003年から13年間、大学が地域と連動して、地域活性化を実施するプログラムが創られてきた。折しも、2006年の教育基本改正で大学が果たす役割として「教育」「研究」に加えて「社会貢献」が位置付けられ、2012年の中央教育審議会では、大学において「予測が困難な時代において、生涯学び続け、主体的に考える力を育成する」ことが示され、学内外の能動的学修(アクティブラーニング)の重要性が強調されている。さらに、2014年6月には、第2期教育基本計画が閣議決定され、大学に対するミッションとして、「課題探求能力の修得」どんな環境でも「答えのない問題」に最善解を導くことができる力を養う」ことが行動目標として設定されている。

地域課題の解決は全国どこにでも通用する正解などない。それぞれの地域特性に応じて、地域資源を点検・評価し、地域課題を分析し、地域の人々を組織化して、事業を継続して起こしていくことになる。このように、自治体と大学が協働し、地域課題を解決し、地域活性化に寄与するという基盤は確実に、

そして急速に整備されてきたと言える。

大学設置が地域にもたらす活性化効果と課題

大学には、研究者という専門家集団、よそ者の視点を持つ若い学生集団、留学生を含めた異文化集団、それらをサポートする職員などのマンパワーが存在し、地域の知の交流拠点になる可能性が高い。地域の課題を発見し、地域の魅力を再確認し、地域活性化を実現しようとするなら、大学のマンパワーを活用することの意義は大きい。

公立大学が増えているのは、大学が地域活性化の役割を果たすと、自治体が判断したからであるが、それでは具体的にどのような効果があるのだろうか。ここでは3つの観点から述べてみる。

(1)大学が人口減少社会の歯止めとなる効果

1つ目は、大学が人口減少の歯止めとなることである。今年、地方創生の仕組みの中で、自治体は人口ビジョンと地方版総合戦略を策定している。明治以降、人口は伸び続けてきたが、2015年現在の1億2690万人の人口が、2050年には9707万人に減ると予想されている。人口ボーナス期は終焉し、人口減少社会に突入している。そして同時にまた、「異次元の高齢化」も進んでいる。65歳以上の人口比重が、2050年には4割に至ると予測されており、各自治体は人口減少と高齢化にどのように対応していくのかと

いう難問に向き合わなくてはならない。そこで大学の存在に関心が集まっている。

大学には、大学進学者を地域に引きとめる効果と、ほかの地域から大学生を引き入れる効果の2つがある。筆者は群馬県の総合計画と総合戦略策定に関する「群馬の未来創生懇談会」の座長を務めているが、群馬県でも、若年男女（15歳～39歳）が最近転出超過となっている。特に20歳前後の県外への進路選択による転出が大きく、卒業した20歳代から30歳代の転入は伸びていない。ここでも大学の存在が、若い県民の流出を止め、若い学生を引き込む役割と機能を果たすことが期待されている。

（2）大学生による経済波及効果

2つ目に、大学の存在は、地域に対して経済波及効果をもたらすことである。大学生が地域で生活することにより、大きな経済的な効果が生まれる。消費だけ考えても1人の学生が生活すると、家賃、光熱水費、飲食費、交通費、遊行費、教材費などで、1カ月に10万円は必要となる。1年で120万円のお金が地域に落ちるとしよう。筆者が勤務する高崎経済大学には約4200人の学生がいるが、単純に120万円を単位にしても、50億円の経済効果になる。そのほか、入学金、授業料、受験料も掛かる。また、アルバイトによる労働力の提供もある。80億円や100億円の試算がすぐにできる。

金銭面だけではない。地域課題解決に参加する学生が増えており、地域の元気づくり支援など、経済社会面での効果は大きい。そしてさらに大きな効果は、地域に対する愛着形成とリピーターによる経済波及効果ではないだろうか。大学に進学して4年間学ぶと地域に対する愛着が生まれる。地元の学生にとっては、「地元元愛」であり、他県の学生にとっては「第2のふるさと」である。たとえば、大学の地を離れても、何度も何度もリピートする。無名の観光大使となる。

（3）地域人材の持続可能な育成効果

そして最後に、本当に大事なものは、大学が地域経済を支える人材を育成し、地域の社会人の再教育の場となることであろう。これからの社会は知識基盤社会である。リチャード・フロリダが指摘するようにクリエイティブな仕事こそが力を持つ社会である。若い人が学ぶ大学、地域の大人たちが学び直す大学が必要を増していく。専門家集団を巻き込んだ、産学官民連携によるプロジェクトは、間違いなく地域活性化効果をもたらす。大学は地域人材の持続可能な育成の場となる。

おわりに…自治体の支援策と課題

規模の小さい市町村自治体が大学を設置することは難しい。しかし、大学と連携することは十分可能である。その連携は、次世代育

成や地域課題解決のために、真剣に大学と向き合うことが大事である。大学に地域課題を提示し、地域課題解決のための協働体制づくりを積極的に提案することが大事である。自治体職員は、日常業務だけでも目いっぱいの状態であり、新たな仕事はできれば避けたいという気持ちでいる場合が多い。大学との連携も「余計な仕事が増える」という意識が伴うことが多い。首長は積極的だが、担当者は消極的だということも多い。1～2年で担当者が代わり、どんどんモチベーションが下がっていく場合もある。大学も自治体も、真剣に、意欲的に、そして継続的に協働を模索すること、成功するか否かは、そのことに尽きると思われる。

最後に、もう1つの提案を行おう。筆者は地域活性化学会と日本地域政策学会の2つの会長を務めているが、併せて1000人を超す専門家集団としての会員がいる。このような学会と自治体と大学が連携することも面白い。今までにないネットワークや協働体制を創ることも地域活性化や地域のイノベーションにつながるっていくのではないだろうか。

i この論文に関連する内容は、筆者の最近の3つの論文に詳しく述べられているので、参照されたい。①「大学を核とした地域活性化の理論と実践」都市社会研究2014（せたがや自治政策研究所）。②「大学のマンパワーを活かした地域活性化」平成26年度地域活性化ガイドブック『高等教育機関とそのマンパワーを活用した地域の活性化』一般社団法人地域活性化センター。③「地域人材の育成と産官学の連携」OYONAKAビジョン22 vol.19（2016年3月発行予定書中）

外部との融合による地域力向上 地域と大学が連携した継続的な取り組み

ひたちのおおた
常陸太田市長（茨城県）

おおくぼたいち
大久保太一



はじめに

常陸太田市は茨城県北部に位置し、北は福島県に接している。本市の総面積は371.99km²で、茨城県全体の6.1%を占め、南北40km、東西15kmの広がりを持ち茨城県内で一番広大な市となっている。豊かな自然環境と古くから続く歴史と文化にあふれた地域であり、平安時代末期から約470年間は、県北地方一帯を支配した、常陸の豪族、佐竹氏の本拠地として繁栄し、江戸時代に入ると、水戸黄門こと徳川光圀公が晩年を過ごした西山御殿跡（西山荘・国の文化審議会において史跡及び名勝に指定するよう答申）などがあり、市内各所に歴史や文化の足跡をたどることのできる史跡等が数多く残されている。

現在の本市は、平成16年12月に旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村と合併した。本市が抱える最大の課題は少子化・人口減少対策であり、合併時6万人を超えていた人口が、

5万2049人（平成27年10月1日現在）にまで減少している。

本市は、合併以降、合併効果を最大限に生



農家を「講師」にした学生による畑作業

かしながら、新市の一体感の醸成を図り、住民福祉の一層の向上を目指すため、平成19年3月「常陸太田市第5次総合計画」を策定した。この計画では、市民と行政が一緒になって考え行動する「市民協働によるまちづくり」と、市の恵まれた自然環境や風景・景観、歴史文化などの地域資源を活用する「エココミュニティ活動によるまちづくり」を市政運営の基本として位置付け、地域活性化およびその源泉である地域力の向上に取り組んできた。

近年、国においても、地域活性化の源泉としての地域力（特に地域資源力と人材力）の維持・向上を後押しする施策が多数展開されてきており、本市においても、これまでの地域力向上の取り組みを強化し、発展させるといふ観点から「地域おこし協力隊」や「域学連携地域づくり実証研究事業」などの活用により活性化に取り組んでいるところである。

これまでの大学連携の取り組みと課題

本市では、専門的な知識を有する大学の参



市内飲食店が考案したメニューに材料を提供した「かぼちゃフェス」

画を得ながら、市民協働によるまちづくりを推進すべく、県の内外を問わず、積極的に大学との連携を進めてきた。

とりわけ、茨城大学、茨城キリスト教大学、常磐大学の県内の近隣大学とは、市エコミュニージャム活動への学生の参加や地域団体等と連携したイベントの開催または開催支援等、積極的に連携して取り組んできたところである。

しかし、茨城大学人文学部、茨城キリスト教大学、常磐大学とは連携協定を締結しているものの、各種活動が大学のカリキュ

ラムとしては位置付けられておらず、単位の取得にはつながらないことから、あくまで学生の自主性に委ねる形の参加となり、また、活動ごとにその都度学生に募集をかけるなど単発での連携となることが多く、継続的な事業の実施が課題となっていたところである。

「域学連携地域づくり実証研究事業」導入の経緯と本事業の特徴

このような状況の中、平成24年度に総務省において「域学連携地域づくり実証研究事業」の創設をきっかけとして、茨城大学からの提案により、本市の里美地域をフィールドとした、大学において単位化を伴う、持続可能なカリキュラムの構築を目指し、実証研究に取り組むこととなった。

本事業の特徴としては、茨城大学、茨城キリスト教大学および常磐大学の学生が、継続的に里美地域を訪問し、現地体験学習、地域資源の調査研究、課題論文の作成等を行うことにより、大学の単位が認定されるプログラムの開発を行うこととし、単位化を図ったことにある。

また、このプログラムの受け入れにあたり、当初は地域おこし協力隊との連携を図り、地域おこし協力隊が当該地域で感じた地域の魅力を授業内容に組み入れることで、学生にとっても魅力的なプログラムの構築がなされている。

具体的な活動

具体的には里美地区において、里美地区の里川町で採れる「里川カボチャ」を使った生産・ブランド化への取り組みを中心に行った。「里川カボチャ」は常陸太田市の里川町で採れる在来作物で、近年まで他品種との交雑が進み、本来の食感や風味、甘味、色などが失われつつあった。それらを地域住民の手で本来の「里川カボチャ」の姿を取り戻す取り組みが行われていたものである。そうした地域に学生が定期的に訪れ、地域住民と交流しながら、作物の生育から商品化まで一貫した取り組みをすることで、地域住民との絆が生まれ、また学生のコミュニケーション力や就業力の向上にも一役買っている。

また学生と生産者が一体となった活動により、市内の飲食店が地場産農産物を使い、オリジナルメニューを提供する「ファーム&キッチン」に食材として活用され、さらには市内で行われる「汁椀カップ」への出展や水戸市の水戸まちなかフェスティバルや大学文化祭、東京・六本木ヒルズの「いばらき市」での販売など市内はもとより市外でも販売・PRが行われている。

これらの活動においては、多数の地元住民が参加しての活動報告会が行われているほか、茨城県立水戸農業高等学校の生徒が一部のフィールドワークに参加するなど広がりを見せている。



地域の方と学生も参加した収穫祭

平成24年度においては、実証研究として取り組んだが、平成25年度より茨城大学の正課授業「プロジェクト実習」の一部に位置付けられ、茨城キリスト教大学および常磐大学でも履修が可能なカリキュラムとなり、単位化が可能となっている。

期待される地域へのメリット

本事業における地域へのメリットは、ワカモノ、ヨソモノである学生の視点から新たな

魅力が発見され、また、各種の地域資源が研究の対象となり、保存されることで、地域資源力の向上が期待される。学生が地域に入り、地域住民と関わることで、地域住民自らが地域資源を見つめなおす契機ともなる。

また、地域内において、調査を進めるにあたり、地域の集落のリーダーや年長者などを対象に聞き取り調査を行う機会も多いと考えられ、そうした取り組みの中で貴重な知識や経験を持つ地域人材の発掘につながるなど、地域人材力の向上にも寄与するものと考えられる。

このようにプログラムの開発・実施に取り組むことは、地域力の向上が図られるとともに、それらの地域力を活用した交流人口の拡大による地域活性化にも貢献するなど、持続可能な地域社会の構築にも大きく貢献するものである。

加えて、里美地域が取り組みのモデル地域として確立されれば、同じく地域力の低下が懸念されている金砂郷地域や水府地域への波及も期待されることである。

大学および学生へのメリット

現在、大学教育においては、就業時に即戦力となり得る「就業力」の育成が求められている。「就業力」とは、学士課程教育で培われた学問智を実社会において実際に使っていくことができる能力である。この能力の育成には、これまでのような大学の講義室内で行わ

れる一方的な知識獲得型の講義では不十分であり、プロジェクト実習のような、実社会での体験を通じた学習に重きを置いたプログラムを開発することが必要とされており、本事業の実施は、学生のキャリア教育を担う大学および学生の双方にとって、大きなメリットになるものと考えている。

おわりに

本市では、少子化・人口減少に対処するため、「子育て上手 常陸太田」をキャッチフレーズに新婚家庭家賃助成や住宅取得時の助成、保育園・幼稚園の保育料の軽減、高校生までの医療費助成など、子育て世帯への経済的支援や妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援を中心に対策を講じてきている。そうした取り組みとともに、人口減少の進行に伴う地域の活力低下に対して、地域おこし協力隊や域学連携などの地域力の維持・向上を狙ったさまざまな取り組みを進めてきているところである。地域力向上の取り組みは長丁場であり、今求められていることは、本市がこれまで独自に積み重ねてきた地域力向上の取り組みと域学連携や地域おこし協力隊などの取り組みを融合し、深化させ、長期的に定着を図ることである。地域力向上の新たな取り組みについて今後もその可能性を模索していきたい。

都留市版生涯活躍のまち(CCCRC)構想 構想のキーポイントは「大学コンソーシアムつる」

都留市長（山梨県）

堀内富久



はじめに

都留市は、山梨県の東部に位置し、人口は、3万1529人（平成27年12月1日現在）の小さな地方都市であり、市民の約10人に1人が、都留文科大学の大学生という、若者の割合の非常に高い、特殊な人口構造のまちでもある。

東京圏からのアクセスも非常に良く、新宿からわずか90km、電車で約80分、車で約60分であり、世界遺産の富士山周辺にも、電車や車で30分足らずでアクセス可能である。

また、リニア実験線があり、県立のリニア見学センターには、年間27万人の見学者が訪れている。

全国では、現在「生涯活躍のまち（CCRC）構想」への取り組みが加速度的に広がっており、本市の生涯活躍のまち（CCRC）構想も、日々更新されている状況であるが、新しいまちづくりに挑戦している1つの自治体の取り組みとしてご紹介させていただく。

なお、国では「日本版CCRC構想」を、平

成27年8月より「生涯活躍のまち構想」と呼んでおり、本市も現在は「都留市版生涯活躍のまち構想」としているが、組織名等の点で混在してしまうので、本市の取り組みに関する部分は、あえて「CCRC」構想と表現する。

都留市版CCRC構想の立ち上げ

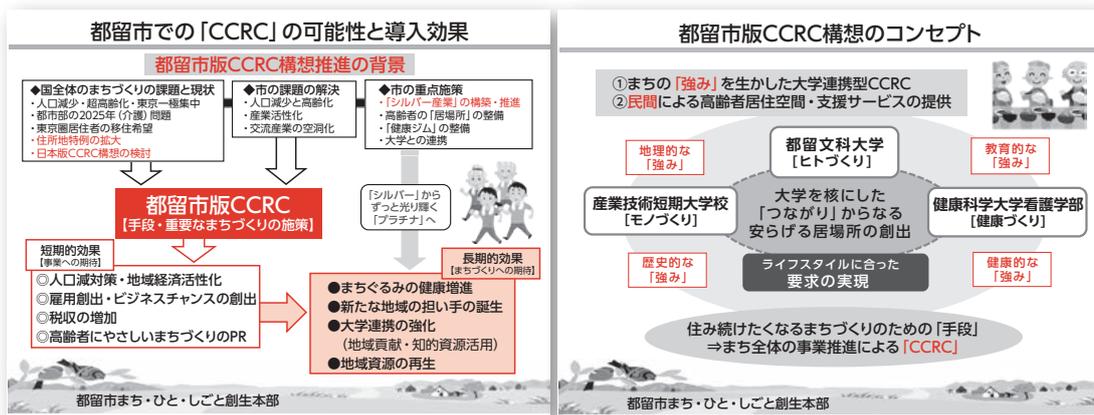
「CCRC」とはアメリカを発祥とし、「高齢者が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動等に参加する共同体（Continuing Care Retirement Community）」のことで、アメリカでは約2000のCCRCに約60万人が生きており、中でも「知的刺激や多世代交流」を求める高齢者のニーズに対応する「大学連携型CCRC」が近年増加している。

そのような中、平成26年末に決定した国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「東京一極集中の是正・地方移住の推進」の切り札として、人口減少、少子高齢化、そ

して、地方移住希望をかなえる「日本版CCRC構想」の考え方が示された。

平成25年12月に市長として就任以来、本市では、市政運営の最重要項目として、新たな雇用の創出、市内経済の発展および産業の振興を図るため、介護企業・医療機関等との連携による都市部の高齢者をターゲットとした「シルバー産業の構築」に取り組んできており、この間、都市部での高齢者介護の状況や移住のニーズ調査、大手介護企業等との情報交換など、事業の実現性について調査研究とトップセールスを進めてきた。

さらに、平成27年4月からの介護保険法における「住所地特例の拡大」により、有料老人ホームに該当するサービス付き高齢者向け住宅も特例の対象となったことから、この理念やコンセプトは、本市の目指してきた「シルバー産業の構築」や「高齢者の健康づくり」と軌を一にするものであるとの認識に基づき、これらを融合させ、さらにまちの強みを附加し、まちの象徴である公立大学法人都留文科



大学を核とした「大学連携型都留市版CCRC構想」として立ち上げることとした。

CCRCの可能性と効果

「都留市版CCRC」の実現に向けた取り組みは、本市はもとより、全国のほとんど自治体で課題となっている人口減少や超高齢化はもちろん、東京一極集中の是正を合わせたわが国全体の課題解決に向けた地方創生の取り組みでもある。

関連施設の誘致に伴う税収の増加、関連事業の拡大並びに雇用(一般的に入居者の2割と言われる)による経済効果など、まちぐるみでこの取り組みを進めていくことにより、多くのまちづくりへの効果が期待できる。

短期的な効果としては、

①人口増や地域経済の活性化

関連施設の誘致に伴う税収の増加、関連事業の拡大並びに雇用(一般的に入居者の2割と言われる)による経済効果など、まちぐるみでこの取り組みを進めていくことにより、多くのまちづくりへの効果が期待できる。

短期的な効果としては、

①人口増や地域経済の活性化

②雇用やビジネスチャンスの創出
③税収の増加
④高齢者にやさしいまちづくりのPR

長期的な効果としては、

①まちぐるみの健康増進
②新たな地域の担い手の誕生
③大学連携の強化(大学の充実)
④地域資源の再生

などが掲げられる。

構想のコンセプト

「都留市版CCRC構想」のコンセプトは、次の4つのまちの「強み(地域特性)」を生かした「大学連携型CCRC」である。

①首都圏からのアクセスの良さや富士の湧水などの自然環境の「強み」
②城下町や蕉風俳句開眼の地などの歴史的な「強み」
③都留文科大、健康科学大、産業技術短大等との連携による教育的な「強み」
④健康科学大との連携、ゴルフ場などのスポーツ施設や「健康ジム」を活用した健康づくり事業などによる健康的な「強み」

これらの4つの強みを合わせて、この小さなまちに3つの高等教育機関があることを地域特性と捉え、この知的資源・人的資源を活用した「大学連携型CCRC」をコンセプトとして進めていくものである。

その道筋としては、

①都留に移住してもらうためのニーズである

②雇用やビジネスチャンスの創出
③税収の増加
④高齢者にやさしいまちづくりのPR

長期的な効果としては、

①まちぐるみの健康増進
②新たな地域の担い手の誕生
③大学連携の強化(大学の充実)
④地域資源の再生

などが掲げられる。

構想のコンセプト

「都留市版CCRC構想」のコンセプトは、次の4つのまちの「強み(地域特性)」を生かした「大学連携型CCRC」である。

①首都圏からのアクセスの良さや富士の湧水などの自然環境の「強み」
②城下町や蕉風俳句開眼の地などの歴史的な「強み」
③都留文科大、健康科学大、産業技術短大等との連携による教育的な「強み」
④健康科学大との連携、ゴルフ場などのスポーツ施設や「健康ジム」を活用した健康づくり事業などによる健康的な「強み」

これらの4つの強みを合わせて、この小さなまちに3つの高等教育機関があることを地域特性と捉え、この知的資源・人的資源を活用した「大学連携型CCRC」をコンセプトとして進めていくものである。

その道筋としては、

①都留に移住してもらうためのニーズである

地域価値(魅力)を把握し、
②その魅力を磨き上げ、それを生かした物語を作り、
③その磨き上げと物語による転入者の増加により、地域を活性化させ、
④それをまち全体へと波及させることにより、実現を目指すものである。

構想実現への取り組みと課題

この構想により、人口減少対策、地域経済の活性化など、短期的にも、長期的にも、まちづくりへの多くの効果が見込まれ、課題解決につながる「手段」であると確信し、取り組みを進めている。

具体的には、平成25年度から進めてきた「シルバー産業の推進」や「健康づくり」事業を展させる中で、平成26年10月に、「都留市まち・ひと・しごと創生本部」を、県内でもいち早く設置すると同時に、「取組方針」を策定した。平成27年4月からは、庁内に部課横断的に「都留市版CCRC推進班」を組織し、構想実現に向けた5つのプロジェクトチームを設置して、専門的な取り組みを進めている。

また、国の先行型交付金の活用により、「CCRC計画」の策定を進めるとともに、CCRC構想推進を中心とした定住人口の拡大に向け、「地域おこし協力隊」事業を活用して、CCRC事業を先駆的に行っている支援事業者との連携で、専門の隊員の活動によるお話し居住などの事業に着手している。

地域価値(魅力)を把握し、
②その魅力を磨き上げ、それを生かした物語を作り、
③その磨き上げと物語による転入者の増加により、地域を活性化させ、
④それをまち全体へと波及させることにより、実現を目指すものである。

構想実現への取り組みと課題

この構想により、人口減少対策、地域経済の活性化など、短期的にも、長期的にも、まちづくりへの多くの効果が見込まれ、課題解決につながる「手段」であると確信し、取り組みを進めている。

具体的には、平成25年度から進めてきた「シルバー産業の推進」や「健康づくり」事業を展させる中で、平成26年10月に、「都留市まち・ひと・しごと創生本部」を、県内でもいち早く設置すると同時に、「取組方針」を策定した。平成27年4月からは、庁内に部課横断的に「都留市版CCRC推進班」を組織し、構想実現に向けた5つのプロジェクトチームを設置して、専門的な取り組みを進めている。

また、国の先行型交付金の活用により、「CCRC計画」の策定を進めるとともに、CCRC構想推進を中心とした定住人口の拡大に向け、「地域おこし協力隊」事業を活用して、CCRC事業を先駆的に行っている支援事業者との連携で、専門の隊員の活動によるお話し居住などの事業に着手している。

都留市版CCRC推進班のプロジェクトチームは、次の5つからなる。

事業主体の検討や都市圏との連携に向けた情報収集などを行う「居住環境整備プロジェクトチーム」。

市内の3大学をはじめ、市と包括連携協定を結んでいる横浜国立大学や健康づくり事業の研究協力を実施している早稲田大学との連携などを進める「大学連携プロジェクトチーム」。

自治会や地域協働のまちづくり推進会との地域や世代間交流、お試し居住プログラムなどを実施する「地域連携プロジェクトチーム」。

大学の学習プログラムや市の主催する生涯学習活動などにおける参加やキャリアを活用した「活躍できる場」の提供などを検討する「生涯学習プロジェクトチーム」。

空き家や地域の自治会館などを活用した「居場所づくり」や「健康ジム」の整備の展開、また、健康科学大学や早稲田大学と連携した、健康プログラムの実践などを検討する「健康長寿支援プロジェクトチーム」。

これらの5つのプロジェクトチームによる取り組みを、地域との共働によりさらに進めていきたい。

また、構想のキーとなる市内に存在する3つの大学との連携を図るため、市と3大学による「大学コンソーシアムつる」を平成27年10月に設立し、移住希望者のライフスタイルに合ったプログラムなどについて検討を進めている。

しかし、まちづくりとしてCCRC事業での教員の関わり方、地域貢献として取り組む上での大学のインセンティブの在り方、そして各大学の特性を生かしたプログラムの調整など、大学連携と言う特色上、いくつか課題も出ているので、これらの解決に向けた協議も必要と感じている。

構想の推進体制については、事業の中心となるのは、入居者、介護事業者などの、さまざまな主体からなる全体をマネージメントする協議会的な組織であり、ある程度のコーディネート力の力を持つ専任の人材が必要となる。

今後は、移住促進に対応できる体制づくりにつながるよう、民間事業と連携しながら、勉強会などを重ね、この事業運営組織の設立に向けた取り組みを進め、併せて、具体的な事業誘致地の整備をしていきたいと考えている。

さらに、都市圏からの移住においては、住宅などの活用や処分について、移住の足かせとならないように、売却や賃貸での税制優遇など、国における新しい制度の検討や支援もしていきたいながら、総合的な移住の課題解決ができるような連携が必要であると感じている。

おわりに

「日本版CCRC構想」は、国全体の課題解決に向けたものであり、「都留市版CCRC構想」の実現に向けた取り組みは、市の重要施策であり、まちづくりの核となる。

県、国などをはじめとする関係機関との連携や情報共有化などによる事業継続性を担保しながら、「民の力」による高齢者居住施設や支援サービスの提供の誘致を行い、併せて入居者・関連事業者・大学・市民団体などに市を含めたさまざまな主体からなる組織との連携と共働による構想の推進を図っていきたい。

特に、入居者の要求の実現を満たす教育に特化した「生きがいづくり」のプログラムは、都留市の特長でもあり、都留市を選んでいた上で大事な要素となると同時に、取り組みそのものが市内の高齢者の生きがいづくりにつながるものであるので、熱心に検討していきたいと考えている。

そして、市民の皆さんには、当初から何度も繰り返し説明をさせていただいているが、本市のCCRC構想は、サービス付き高齢者向け住宅の誘致やCCRCそのものの実現が目的ではなく、CCRC構想は、あくまでもまちづくりの有効な「手段」であり、このまちを新しい自分のまちとして選んでくれる移住者はもちろん、「市民全体の豊かな暮らしの実現」が目的である。

この取り組みを大きな契機として、もう一度、都留の「タカラ(地域特性)」を磨き上げ、平成28年度からの第6次都留市長期総合計画に掲げる基本構想「ひと集い 学びあふれる生涯きらめきのまちつる」の実現につなげたいと考えている。

「彦根デザイン・カレッジ」の 取り組みについて

はじめに—取り組みを行うに至った
背景や状況について—

琵琶湖や鈴鹿山系などの豊かな自然に囲まれた彦根市は、滋賀県の東北部に位置し、古くから交通の要衝、豊かな穀倉地帯として栄えていた。また、江戸時代には井伊家35万石の城下町として繁栄するなど、国宝・彦根城などの数々の歴史資産を今に受け継ぐ自然と歴史にも恵まれたまちでもある。さらに、平成18年には今ではすっかり本市の顔となった公式キャラクター「ひこちゃん」が誕生したことは有名である。

一方、市内には、滋賀大学・滋賀県立大学・聖泉大学・ミシガン州立大学連合日本センターが立地しており、人口約11万3000人のまちに約6000人の学生が在籍する研究学園都市の特徴も備えている。

本市ではこうした特徴を生かし、大学との連携を進めているところであるが、滋賀



彦根市中西部に位置する荒神山と周辺地域

彦根市長（滋賀県）

大久保 貴



県立大学が平成25年5月に、文部科学省の「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」に「びわ湖ナレッジ・コモンズ—地と知の共育・共創自立圏の形成—」の提案を申請し、採択された。そこで、大学と連携をし、少子高齢化や若者人口減少に起因するさまざまな地域課題の解決に向けたさらなる取り組みを始めていきたいと考えた。

滋賀県立大学は、「地域に根ざし、地域に学び、地域に貢献する」ことを理念として平成7年に開学されて以来、一貫して地域に密着した教育研究活動に取り組んでこられており、多様な教育研究シーズや豊富な地域活動実績が蓄積されている。

この「地（知）の拠点整備事業（大学COC事業）」のひとつに地域に根ざした人材育成の拠点づくりを行う「地域デザイン・カレッジ」という取り組みがある。

本市ではこの「地域デザイン・カレッジ」となる活動拠点を、彦根市中西部に位置す

る彦根市荒神山自然の家と定め、取り組みを開始した。

「彦根デザイン・カレッジ 荒神山キャンパス」の概要―具体的な取り組みの中心について―

活動拠点である彦根市荒神山自然の家は、美しい緑、清らかな光、澄んだ空気の中で、リバーボートの水辺の活動、野外炊事やキャンプファイヤーなどのキャンプ活動、ウォークラリーなどの野外活動等、さまざまな体験活動が行える市営の宿泊施設である。

「彦根デザイン・カレッジ 荒神山キャンパス」は、彦根市荒神山自然の家が立地する荒神山周辺地域の貴重な資源を保全し、未来に継承するために、地域が抱える課題に取り組み地域の人材を育てる拠点として設立された。主な取り組み内容としては、荒神山周辺地域における環境の保全・改善に関する事、産業の振興・創出に関する事、地域人材の育成に関する事である。企画運営に関しては、幹事会を組織しており、荒神山周辺において間伐・山道整備や環境保全等を行っておられる「荒神山山王会」、「荒神山を愛する仲間会」の両団体のほか、滋賀県立大学地域共生センター、彦根市荒神山自然の家、彦根市企画課が名を連ねている。

平成27年4月14日に「彦根デザイン・カ

レッジ 荒神山キャンパス」キックオフ・フォーラムを開催して以降、これまでに計3回のフォーラムを開催している。

キックオフ・フォーラムでは、ワークショップを開催し、参加者それぞれが荒神山の魅力や好きなどころを述べ、情報を交換し、荒神山への想いを共有したが、「荒神山は彦根のランドマーク」という意見が若者からお年寄りまで幅広くあったことが印象的であった。

次に、9月23日に開催された第2回のフォーラムでは、幹事および滋賀県立大学の学生で構成された環境団体である「廃棄物バスターズ」の学生が登壇し、荒神山では樹木の倒木やイノシシによる被害が顕著になっていること、また、荒神山付近を流れる宇曾川での漂着ごみの現状などについてクロストークがなされた。

第3回は、会場を荒神山近くの石寺町コミュニティセンターに移し、「地域資源の活用による雇用創出」と題したフォーラムを11月28日に開催し、彦根梨をはじめとした荒神山周辺地域の資源についての産業振興・創出に関するアイデアワークショップを行っている。なお、会場に付属している石



「彦根デザイン・カレッジ 荒神山キャンパス」キックオフ・フォーラムの様子

寺町のエコ民家（エコロジー+古民家の造語）は、持続可能な地域連携を図るため、空き家となった古民家を地域、大学、学生の3者が協働し、地域の人々の居場所として再生しようとしている建物である。

地域人材の育成に関する事業としてはフォーラムの開催のほかに、滋賀県立大学



宇曾川河川敷・河岸の清掃活動

が行う授業フィールドとしても活用されている。学生が地域住民や自治体職員等と協力して、荒神山の枯れ松を伐採した木で薪づくりを行っている。その薪を前述した石

寺町のエコ民家で薪ボイラー等の燃料として使用するという作業を通じ、コミュニティ作りについても学ばれている。

環境整備活動では、荒神山一帯にある宇

曾川河川敷、河岸の清掃を行っている。地域住民や自治体職員、県立大学の教職員・学生らが参加し、河川漂着物の撤去や草刈り作業を行い、ゴミも拾い集めている。また、「荒神山山王会」による枯木伐倒作業、「荒神山を愛する仲間の会」の清掃活動などそれぞれの自主的な取り組みも並行して継続している。

地域を「デザイン」するということ — 施策を遂行する上でのポイント —

各地域には、それぞれの文化があり、その地域が抱える問題もさまざまである。その課題を解決するためには、その地域の実情に合わせた解決方法を模索していく必要がある。そこで、大学が有する知的資源を生かし、大学・地域・自治体が連携をしつつ、創意工夫を行いながらすすめていかなければならない。

地域が築き上げてきた文化、その文化に根付いた地域をデザインすることが求められており、地域の知恵、文化・自然をどう生かすかが、地域活性化のこれからにつながると思われる。

おわりに—今後の課題—

「地域活性化や再生ということ、今までいろいろな取り組みがあり、いろいろな人が地域にきてくれるが、いつの間にかいなくなってしまう」という意見を地域の人から聞くことがある。

地域が抱えている課題は複雑なものも多く、さまざまな立場や角度から方法を考えていかなければならないが、大切なことは継続的に地域とかわかっていくことである。

市の今後を考えていく上で、行政と大学と地域が連携していくことは非常に重要なことである。「知(地)の拠点」である大学との連携を行い、地域課題を解決していくことや、その過程において、何十年先も持続可能な地域を担う人材の育成をしていく。これにより、地域の力が高められ、地域社会がより活性化していくことを願っている。

人と産業が集まり成長するまち —産学官連携による新産業創出—

飯塚市長（福岡県）

さいとうもりちか
齊藤守史



はじめに

飯塚市は、平成18年の1市4町合併により誕生した人口約13万人の福岡県中部に位置する筑豊地域の中核都市である。県央地域における交通の要衝地でもあり、JR快速列車で福岡市まで約40分、北九州市まで約60分という利便性により、両政令指定都市のベッドタウンといった特徴も有する。また、周囲の山地を源泉とする遠賀川の流れにはぐくまれた自然豊かな環境の中、市内に3大学が立地し、県内有数の学園都市を形成している。

歴史的には、江戸時代は長崎街道随一の宿場町として繁栄し、明治以降は国内随一の産出量を誇る石炭のまちとして、古くから物流と文化交流の中心地として発展した。

わが国の高度成長を支えた石炭王の繁栄をしのぶ旧伊藤伝右衛門邸や、江戸期の歌舞伎小屋を模した嘉穂劇場等の歴史遺産が

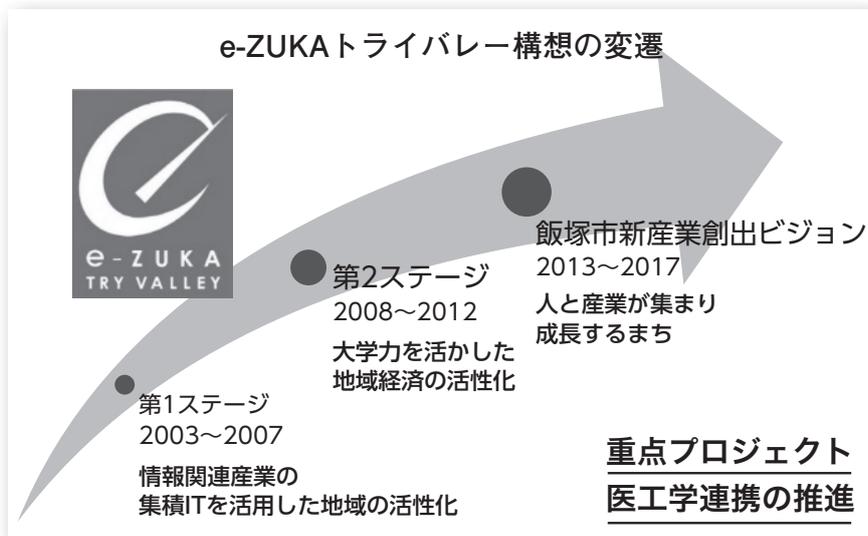


筑豊の石炭王と呼ばれた伊藤伝右衛門と歌人柳原白蓮が過ごした邸宅(旧伊藤伝右衛門邸)

多く残されているほか、いづか雛のまつり、飯塚山笠、飯塚新人音楽コンクール等の文化イベントをはじめ、飯塚国際車いすテニス大会等の国際イベントを継続開催しており、国内外から多くの観光客が訪れるまちである。

「e-ZUKAトフィバレー構想」の 取り組みについて

エネルギー革命による石炭産業の衰退に伴い、新しい産業の創出に向けて工業団地の整備や企業誘致を図るとともに、大学や研究機関の誘致を積極的に進めた。その結果、近畿大学産業理工学部や九州工業大学情報工学部が進出したほか、平成以降は、産学連携のコーディネートを行う福岡県立飯塚研究開発センターや高度情報処理技術者の育成を行う（株）福岡ソフトウェアセンターが設立され、研究開発と産学連携の拠点が形成された。



こうした集積の強みを背景に、平成14年に本市産業振興の基盤となる「e-ZUKAトライバレー構想」を公表、平成15年にはアクションプランである「新産業創出ビジョン」を策定し、地域の知的資産を核とした新産業創出に向け、産学官連携の推進、起業家の育成、ベンチャー企業支援、研究開発型企業の誘致等の施策を展開した。

最初の5年間の第1ステージ（平成15～19年度）では、大学等の人材並びに知的資産を活用した情報関連産業の集積を進めるとともに、ITを活用した地域の既存産業の活性化や地域のイメージアップを目指した。次の5年間の第2ステージ（平成20～24年度）では、人材育成や産学官連携による創業支援の方向性を堅持しつつ、企業の成長に合わせたベンチャー等の支援体制の強化、地域をフィールドとしたビジネスモデル構築のための戦略プロジェクト実施等に重点を置いた施策を展開した。

両期間中の施策展開において、約65社のベンチャー企業の創出等の成果が生まれたものの、平成20年のリーマンショックに伴う景気低迷の影響等もあり、起業マインドの低下がみられたほか、取引先や需要地である首都圏や都市部へ流出する等の課題がみられた。

こうした状況を踏まえ、足元の第3ステージ（平成25～29年度）では、これまでの地域資源をエンジンとした新産業の創出という方向性を生かしつつ、幅広い産業分野を視野に入れ「人と産業が集まり成長するまち」



e-ZUKAスマートフォンアプリコンテスト2014でグランプリを受賞
〔チーム名：TKS(筑波大学大学院)〕

を目指し、次に記載する産学官連携プロジェクトに取り組んでいる。

産学官連携の取り組みについて

本市には、九州工業大学情報工学部、近畿大学産業理工学部、近畿大学九州短期大学の3大学が立地しており、地域内外から多くの若者が集まり、その学生数は約4200人にのぼる。しかし、多くの学生が就職に伴い地域外へ流出し、地域内に残る若者は少ない状況にある。若者の地域定着を促進するため、学生や地域の若者に飯

塚の魅力を知ってもらうための各種事業を展開している。

具体的には、学生や地域企業・関係者等が気軽に交流できる場として、「e-ZUKA トライバレー産学官交流研究会（通称「ニーズ会」）を平成16年から継続開催し、本年度で計110回を超える実績を有する地域イベントとして定着している。また、学生が、地域貢献に取り組む活動に対し補助を行うとともに、先進的ビジネスモデルに取り組む地域企業を訪問し、学生の視点から見た地域企業の課題等を考える「学生のためのビジネスワークショップ」を年6回開催する等、学生と地域の多様な交流を通じ、地域への愛着をはぐくむ事業を実施している。

また、学生が就職に伴い域外へ流出する要因の1つとして、地域企業の魅力が知らず、知名度の高い大企業等への就職活動を実施する傾向がみられる。こうした情報のミスマッチを解消するため、個性溢れる地域企業の魅力を発信する広報誌を作成するとともに、地域企業の合同会社説明会の開催から、学生と地域企業のマッチングまで一貫して実施する地域企業魅力発見事業を実施している。

次に、本市に立地する大学においては、

情報通信技術（IT）を主な研究課題としている学生・研究者が多く在籍していることを踏まえ、全国の最先端を走るIT技術者や業界関係者との交流を通じた人材育成、および全国へIT技術者が集まるまちとして情報発信することを目的に「e-ZUKAS マートフォンアプリコンテスト」を開催している。本コンテストは、全国的なIT企業や大学研究者、業界関係者等の協力を得て開催しており、北は北海道、南は熊本まで全国各地から応募者がみられる等、本市の知名度向上に寄与している。

また、石炭産業の旺盛期より医療機関が多く集積している本市の地域特性を生かし、市場の成長が見込まれる医療分野の新産業創出を図るため、飯塚病院、九州工業大学、飯塚研究開発機構、本市の4者による医工学連携協定を平成26年に締結している。本事業の成果の1つとして、半導体関連の部材生産等が中心で医療分野の取引は全く無かった地域の中小企業が、腹腔鏡手術において安全かつ短期間で縫合できる医療機器の開発に成功した。当社は、今後医療機器メーカーとして販売していくことを目指し、ISO基準認証を取得して医療機器製造販売業の許可を得たところである。

今後の課題と展望

本市は、他地方都市と同様、将来人口の減少や高齢化率の上昇等の課題を抱えており、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、多様な新施策を組み合わせたまちづくりの取り組みを始めたところである。本戦略において、本市の地域資源でもある大学との連携は、地方創生に欠かせないものであり、基本目標の1つとして「大学力と連携し、地域経済を牽引するまちづくり」を掲げている。

一方、地域人口の減少要因の1つと考えられる若者の域外流出は、経済環境変化の影響等も受けることもあって、直に大きな成果が生まれるような効果的対策の実施は難しい状況である中、地域の大学と緊密な連携を図りつつ、きめ細やかに地域の魅力を継続して発信していく必要がある。

また、地域企業の振興施策については、中小企業が地域経済の中心であることに鑑み、今年度中に中小企業振興基本条例の制定を目指すとともに、大学との共同研究による研究開発支援をはじめ、新製品開発や販路開拓の補助等を引き続き実施し、地域企業の経営改善や成長を支援していく所存である。

特別
講演

第15回市長フォーラム

労働供給制約の時代に

慶應義塾大学商学部教授、慶應義塾長 ^{せいけ}清家 ^{あつし}篤



全国市長会は11月11日、全国都市会館において「第15回市長フォーラム」を開催しました。

フォーラムでは、森民夫全国市長会会長が開会あいさつを行った後、慶應義塾大学商学部教授で慶應義塾長を務める清家篤氏による「労働供給制約の時代に」と題した講演が行われました。清家氏は、日本の高齢化や労働力不足が日本経済に及ぼす影響についてご紹介されるとともに、少子化対策や労働力率の向上の必要性やその具体的な方策についてもご説明されました。また、講演後には、出席市長との活発な意見交換も行われました。

ここでは、講演の模様をお届けします。

日本経済の長期的な課題は「供給不足」

日本の経済政策上の当面の課題は、長年にわたって続いたデフレの克服です。ご案内の通り、デフレとは需要不足、供給超過の状態を意味します。これははっきりと克服していかねばいけません。しかし、長期的に見ると少し異なる状況も見えてきます。日本経済は需要不足よりも、むしろ供給不足になっていくことが明らかだということです。

物を生産するためには大きく分けて「労働」と「資本」の2つの要素が必要になるわけですが、中でも労働という生産要素がこれから減少していく。このことによって、今後、日本経済の潜在力そのものが縮小してしまうという問題に直面します。

こうした労働供給の制約という問題について、いくつかのポイントに沿って、少し具体的に考えてみましょう。まずは労働の源とな



る人口が減少していきます。それも単に人口そのものが減るだけではなく、人口は減りながら高齢者の比率が上昇します。ですからこれから高齢者の活躍が必要になります。その高齢者もさらに年齢を重ねて、例えば75歳以上になると、働くこともだんだんと難しくなってきます。つまり、高齢者の中でも、さらに高齢の方の比率が高まれば、労働力人口はより小さくならざるを得ないわけです。

また75歳を超えると、要介護率なども明らかに高まるために、介護労働力の不足がますます深刻になります。そのため、十分な介護サービスが提供できなくなり、家族で介護しなければならなくなると、仕事を辞めざるを得ない人も増えてきます。加えて、今後は通常の介護以上に労働力を要する「認知症」の方が増加することも予測されています。家族による介護の必要性はより高まり、そのために離職を余儀無くされれば、さらなる労働力の減少につながっていきます。

今後は外国人労働力も重要な労働供給力として考えていく必要もあるでしょうが、それも容易ではありません。現在のような円安になりますと、日本で働くことの経済的なインセンティブが、以前よりも小さくなっていきます。また、二国間協定に基づいて介護労働力を受け入れる

ことになっているのに、現在の制度では、国家試験に受からなければ日本で仕事を続けることができません。

同時に、韓国、台湾など日本の周辺国においても、日本同様に急速に高齢化して労働供給が縮小してきます。ようやく一人っ子政策を解消した中国も、早晚人口が減少し、労働力不足の時代に入ってきます。周辺国でも海外から労働力を求めなければいけない中で、日本だけ容易に外国人労働力を得られると楽観的に考えることは難しいでしょう。

世界に類を見ない高齢化

そこで労働供給制約を考える際に最も重要な高齢化の問題についてさらに詳しく見てみましょう。日本の高齢化は、3つの点で世界に類を見ないものといえます。

1つ目は高齢化の水準の高さです。直近の総務省の「人口動態統計」によると、65歳以上の高齢人口比率は27%弱。現状でも世界最高ですが、20年後の2035年には33%超、2060年にはほぼ40%と、他国に比べて圧倒的に高齢人口比率が高い国になります。

2つ目は高齢化の速度の速さです。日本は65歳以上の高齢人口比率が7%から14%になるまでに24年間しか掛かっていません。これに対して、日本よりも一足先に14%を超えたヨーロッパの国々は大体50年から100年を

要しています。フランスは115年ほど掛かっています。つまり、日本はヨーロッパの高齢化先進国に比べて2倍から4倍ぐらいのスピードで高齢化が進んでいるのです。

3つ目は、高齢化の奥行き深さ。つまり、65歳以上の高齢人口の中でもより高齢化が進展することです。例えば75歳を一つの基準にすると、現状では高齢人口に占める「65～74歳」と「75歳以上」の人口比はほぼ1対1になっています。ところが2025年には2対3、2060年には1対2になっていく。すなわち、高齢者の中でもより高齢の人の比率が高い社会が出現することです。

現在の日本の社会保障給付の総額は約110兆円で、GDPのおよそ5分の1を占めています。10年後の2025年には150兆円を超えると推計されています。仮に2025年に政府が目指すGDP600兆円が実現していたとしても、社会保障給付費はその4分の1の規模にまでなります。その一方で、それを支える労働力が減少するわけですから、労働力供給制約は極めて深刻な問題です。

減少する人口と労働力人口

労働力の元になるのは人口です。従って、少子化対策を着実に講じて、人口減少そのものに歯止めをかけることが最も重要です。

すでに約1億2800万人でピークを迎えた日本の人口は、今世紀の半ばに1億人を割

り込むともいわれています。安倍総理が強調されたように、政府は出生率1.8を目指し、人口の減少幅を抑えようと努めているわけですが、たとえ出生率が劇的に回復したとしても、労働力になりえる労働可能人口は15歳以上人口ですから、今生まれた赤ちゃんが15歳になるまでは労働力にはなり得ません。少なくとも15年間は少子化対策とは無関係に、労働力の状況を考えなければいけません。

2012年現在の労働力人口は6555万人です。何の政策も講じることなく、現状の労働力率、すなわち人口に占める働く意志を持った人の比率がそのまま推移したと仮定すれば、2030年の労働力人口は5683万となり、872万人が減少します。約13%の減少です。

これに対して、仮に人口が減ったとしても、経済成長が進み、かつ女性や高齢者を中心に労働参加も適切に進めば、労働力人口は270万人ほどは減少するにせよ、6285万人に抑えることができます。

そのためにはあらゆる政策を総動員して、労働力率を飛躍的に向上させなければいけません。例えば、現在の60代前半男性の労働力率は75.4%ですが、これを2030年には90.9%にまで持っていく。さらに、現状は49.0%の60代後半男性の労働力率を66.7%に高めていく。同様に30代前半女性の労働力率も現状の68.6%から85.7%へ、30代後半女性に関しても67.7%から84.4%近く

まで上げていく。ここまでやって初めて、15年後に労働力人口を270万人の減少にとどめることができるというわけです。

労働供給制約の兆候

それでは、労働需給の逼迫化は、いつごろから深刻になってくるのでしょうか。実は既にその兆候が現れているのではないかということが、いくつかの資料から見取れます。

2012年の1-3月期以降の4半期ベースの経済成長率を見てみます。これは実質であるとうと、名目であるとうと、一本調子で上がっているわけではありません。最近もそうですが、マイナスに沈むこともあります。

一方で、有効求人倍率を基に、労働市場の需給バランスを見てみます。2012年1月の有効求人倍率は0.75といったレベルでしたが、それ以後は一貫して上昇し続け、直近では1.24にまで上昇しています。かなりの人手不足状況です。

景気がそれほど過熱しているわけでもないのに、有効求人倍率が一本調子で上がっている。つまり、需要側はさほど過熱してはいないのに、労働需給はタイトになってきています。

一方、失業率を見ると、2012年の年初には4.5%だったのに対し、直近では3.4%まで下がっています。労働経済学の世界では、よくUV分析(U: Unemployment【失業】、V: Vacancy【未充足求人】)というものを行

い、需要と供給が一致するところの失業率、すなわち雇用のミスマッチを原因とした失業率はどれくらいかを計算します。研究者による分析結果を見ると、今の日本では3.5%ぐらいだろうと推計されています。つまりどうしても摩擦的な失業として3.5%ぐらいは残ってしまうということです。

ということは、現状の3.5%を下回る失業率はもうすべて摩擦的失業率の部分になっていることを意味しています。別の言い方をすれば、もう需要側を刺激することで改善できないほど低い失業率なのです。しばらくは推移を見守る必要がありますが、長期的には間違いなく訪れる労働供給制約の時代の兆候が、もう既に現れていると考えられることもできます。

需給が逼迫していれば、労働の価格である賃金も上がるはずではないかと言われるかもしれませんが、残念ながら、まだ、「毎月勤労統計」などの統計を見ても、明確に賃金の上昇は確認されていません。しかし、それにはいくつかの理由があります。まずは、高齢化に伴い、高齢者の就業が増えているものの、60歳以降は再雇用という形で、逆に賃金が下がる場合が多いということ。また、各企業が雇用を積極的に増やしていても、賃金が安いパートタイムの人を雇うケースがまだ多いことなどが理由です。

ただし、労働市場の需給に最も敏感な派遣労働者の派遣料金は明らかに上昇に転じてい

ます。また大企業の正社員の賃金も上昇しています。昨年と今年の春闘賃上げ率の上昇は官製春闘の結果との見方がありますが、同時に労働市場の逼迫が後押ししたことも否めないと考えています。

待ったなしの人口政策

既に足元で労働供給制約の状況が見え始めている中で、いかなる施策を進めていく必要があるのか。既に申し上げた通り、まずは労働力の源になる人口の減少に歯止めを掛けることです。しばしば経済面で失われた20年と言われますが、人口の面では、失われた40年ともいべき状況がありました。

ご承知の通り、出生率は少なくとも2を上回らなければ、人口は次の世代に置き換わっていきません。厳密にはまだ乳児死亡率もゼロではありませんから、今の人口を維持するためには、出生率2.08ほど必要です。ところが、日本は1970年代の後半より出生率が2のレベルから離れて、じわじわと低下していきました。この時点で、次の世代の人口が減少することは明らかになっていました。すぐに出産率を回復するような政策は取られませんでした。

当時はむしろ、人口が増え続けることの危機感がまだ残っていました。昭和40年代までは、南米などに移民を送り出すなどして、人口を適正な規模に抑えることが政策上、優先されていたために、急に出生率が低下して

も、すぐに政策変更することができなかったわけです。

また、出生率が2を割り込んだのは晩婚化によって、出生の時期が遅れただけだとする見方がありました。最終的には結婚して必ず従来の出生率に回復するのではないかという楽観論があったことも、即座に対応できなかった理由の一つでした。さらに、戦争中の「産めよ増やせよ」の人口政策への苦い反省があったことも否めません。

日本の出生率は、丙午に当たる1966年、前後の年に比べて極端に低い1.58を記録しました。しかし、1989年、丙午でも何でもない普通の年であるにもかかわらず、ついに人口学上の特異値とされていた丙午の年の数値を下回ってしまいました。これが、大きなショックとなって1.57ショックと呼ばれ、ようやく国を挙げた少子化対策が進められることになりましたが、当初はまだ政策も不十分で、すぐに効果は出ませんでした。その結果、2005年に出生率は1.26まで下がりました。

さすがに、ここまで下がると大変ですから、政府もその少し前から担当大臣を置くなど、本気になって少子化対策を進めた結果、一昨年まで反転上昇を続け、1.43まで回復しました。さらに今年、安倍総理は新3本の矢の1つとして、人々の希望する出生率1.8の実現を本格的に目指すことを内外に示しました。



出生率の回復のためにも、最も大きな課題は不足している育児サービスの充実です。きめ細かい保育サービスが提供されることで、女性の就労がさらに促進されれば、その女性個人や家族にとつてはもちろんのこと、日本経済にとつても大きなプラスになります。

その実現のためにも、社会保障給付のウェイトを年金、医療、介護といった高齢者向けの給付から、もう少し子育て支援、若者向けの給付に比重を移していく必要があると私は考えています。私が座長を務めた「社会保障

制度改革国民会議」で取りまとめた報告書でも、各論のトップに少子化対策分野を据えました。社会保障制度改革の一丁目一番地は少子化対策であるというメッセージを送りたかったからでした。

現状、少子化対策に振り向けられている給付額は、社会保障給付全体の4%ほどに過ぎません。年金、医療、介護とは違って、少子化対策や子育て支援には社会保険という恒久財源がなかったことも背景にあるでしょう。そこで、社会保障制度改革国民会議の報告書には消費税を10%に上げる際の増額分のうち必ず7000億円、できれば1兆円分を子育て支援の新たな財源に当てるべきとの提言も盛り込みました。

労働力人口を増加させる

先程申し上げたように、出生率が急激に回復しても、当分の間は、女性と高齢者の労働力率の向上で対応するしかありません。

そのために必要な施策が、労働時間の短縮化です。ただでさえ労働力人口が減少するのですから、労働時間を増加しなければ仕事が増えないのではと考えがちですが、それではますます女性や高齢者が働きにくい環境になってしまいます。むしろ、男性も女性も生涯の労働時間を増やしていく代わり、日々の労働時間は短くして、子育てと仕事を両立で

きるようにすることが大切です。

さらに、時間当たり生産性の向上も欠かせません。生産量は、人数×時間×時間当たり生産性で決まってきます。労働者の数は減り、また1人当たりの労働時間は女性や高齢者の就労を促進するためにも短縮させなければならぬ中で、全体の生産量を維持するためにも、時間当たり生産性をいかに高くしていくのが求められるのです。それも単なる物的生産性ではなくて、付加価値生産性、すなわち金額ベースで見た時間当たり生産性の向上がポイントになってきます。

付加価値を生むのは最終的には人間です。付加価値の高い物やサービスを提供するためには、人の能力を高めていくしかありません。その面ではわれわれ学校が果たす役割は大きいですが、同時に職場内の人材育成も大切になってきます。幸いなことに、日本の強みはそこにあります。

実際、OECDが行う「国際成人力調査」の調査結果を見ると、日本はOECD諸国の中でも成人が持っている能力はダントツに高いことが分かります。今後も日本の企業、役所などが組織の中で人材を手塩にかけて育てる仕組みをますます充実させて、時間当たりの付加価値生産性の向上に結び付けていただきたいと思えます。本日はどうもありがとうございました。

(福岡県)

悠久の歴史を共働でつなぐ 愛郷とにぎわいのまちづくり

建造1350年の
水城と大野城・基肄城

平成27年12月5日、福岡県大野城市の多目的施設（大野城まどかぴあ大ホール）において、「水城・大野城・基肄城1350年記念式典」と題するイベントが盛大に開催された。同イベントは7世紀（飛鳥時代、西暦665年ごろ）に国土防衛および大宰府の防衛ラインとして築かれたとされる「水城・大野城・基肄城」の築造1350年を記念して、平成24年度から関連自治体により随時実施されてきた、一連の記念事業の締めくくりとして開催されたものだ。

記念事業の掉尾を飾るイベントにふさわしく、水城・大野城・基肄城が立地するすべての関連自治体（3城跡が立地する大野城市、大宰府市、筑紫野市、春日市、宇美町、基山町の4市2町および福岡県、佐賀県）による

共同開催となった。

式典では記念講演2本（文化庁主任調査官・佐藤正知氏、福岡大学名誉教授・小田富士雄氏）に特別講演（歴史漫画の里中満智子氏）も行われたほか、大野城市・基山町の小中学生が創作劇「こころをつないで」や学習発表「自慢のふるさと」、合唱「私のふるさと」などを披露。華やかな雰囲気の中にも里中満智子氏の講演タイトルの通り、まさに「先人の心を次代へつなぐ」のにふさわしい、質量ともに充実したイベントになった。

立地自治体がこれだけ多岐に亘っているのを見ても分かるように、1350年も前に隣接して築かれた、土塁と濠を中心とする自然の地形を巧みに組み合わせた水城・大野城・基肄城の規模は、非常に広大だ。

同時にこれらの古代山城群が構築する広大な国土防衛ラインをもつて守られようとした、当時の大宰府が大和朝廷に果たしていた役割の重要性も、おのずと分かってくるという

ものだろう。

「大陸との交易や政治的外交を担う日本側の玄関口であった九州・大宰府に緊急防衛の必要性が生まれたのは、

朝鮮半島の白村江を舞台に勃発した『白村江の戦い』（663年）の際に、大和朝廷（倭国）が百済に援軍を送り、唐・新羅連合軍に挑んで敗れたことに端を発しているんですね。大和朝廷はその後の唐・新羅連合軍による海を越えた九州・大宰府への侵攻を恐れ、防衛ラインとして水城・大野城・基肄城を

井本宗司
大野城市長





中央の山が大野城跡(四王寺山)、手前に延びる土塁が水城

築いたといわれています」

そう語るのは井本宗司・大野城市長だ。

水城・大野城・基肄城はそれぞれ国指定特別史跡であるが、大野城市の市名が大野城跡から採られているのを見ても分かるように、水城跡とともに大野城跡が市内にある（基肄城は市域外）。さらに市域には国指定史跡の牛頸須恵器窯跡（6世紀から9世紀にかけて機能した須恵器の窯跡）があるなど、大野城市は京都奈良などの古都を除けば、全国的にも珍しい「3つの国指定史跡」しかも2つは



大野城(四王寺山)山頂付近に残る門の跡と土塁、建物の礎石

特別史跡」を持つ都市としても知られる。

近年の歴史ブームに付随して取り上げられる話題はどうしても、戦国時代や江戸時代など、文書資料や具体的な関連史跡の多い華やかな時代に集中しがちだ。それに比較すれば、文書資料も明確な史跡も少ない大和朝廷時代初期の歴史への関心は、一般的にはなかなか広がりにくい側面を持っているといえる。

そんな中であって、水城・大野城・基肄城の史跡群が巨大な「現物」としての魅力にあふれていることは、実際に現地を訪ねてみるとよく分かる。探索ルートの再構築や、見せ方の工夫、時代背景の適切な解説などがなされるとともに、旅への誘いを巧みに行えば、文

書資料的に未知な部分の多いことがかえってロマン(想像力)の源泉となり、かつての邪馬台国ブームのような関心をもたらしやす可能性も決して低くないものと思われる。

また九州・中国・四国地方には、これまでスポットの当たりにくかった、31の自治体に立地する古代山城の跡が計22カ所確認されており、年に1回の「古代山城サミット」も持ち回りで開催されている(平成22年の第1回サミットは大野城市開催)。サミット参加自治体による連携の展開次第では、広範囲にわたる、古代史ロマンに満ちた旅の広域新ルートの構築も可能だろう。「水城・大野城・基肄城1350年記念式典」が見せた盛り上がりだが、そうしたムーブメントの序



盛大に開催された「水城・大野城・基肄城1350年記念式典」

市の新たなランドマークになることだろう。

「これらの事業は市民の皆さんや観光で訪れてくださる方々に、大野城市を歴史的、文化的、地理的に、丸ごと立体的に理解していただくための事業だといえます。初めて訪れてくださる観光客の方々に大野城市の概要を知っていただくことはもちろんですが、実は大野城市の市民の皆さんにも、ふるさと大野城市の概要を改めて理解していただくことが重要だと考えています」(井本市長)

章となったとしても、決しておかしくないだけのスケールの大きさがある。

歴史をつなぎ市民をつなぐ 愛郷心の醸成

大野城市で現在進められている水城・大野城・基肄城築造1350年の関連事業、「(仮称)歴史をつなぎ路」整備計画(平成28年度完成予定)、「大野城トレイル」整備計画(平成27(29)年度に順次着手予定)、「(仮称)大野城心のふるさと館」整備計画(平成30年度完成予定)は、まさに来るべきムーブメントの準備ともなり得る意欲に満ちた事業だ。

まず「(仮称)歴史をつなぎ路」は大野城跡を市民にとってより身近な存在にするために計

画されたもので、歴史・自然・健康をテーマに、大野城総合公園からスタートする四王寺山(大野城跡がある山の名称)の登山道を整備する事業だ。

また「大野城トレイル」は大野城市の有する豊かな歴史・自然・景観・文化財・街並みなどを網羅的につなぐ散策路の整備計画で、市内全域の地域資源を結ぶ7つのルートが設定されている。

「(仮称)大野城心のふるさと館」は、大野城の歴史を概観する展示室や多目的交流機能を備えた施設で、「(仮称)歴史をつなぎ路」や「大野城トレイル」が設定する各散策コースの拠点ともなる。敷地は大野城市役所南側の隣接地にあり、地上3階建て、延べ床面積3262㎡の規模を誇り、完成すれば大野城

平成24年に市制40周年を迎えた大野城市に改めて「(仮称)大野城心のふるさと館」という交流展示施設の建設が計画され、「市民にふるさと大野城市を改めて理解していただきたい」と井本市長が考える背景には、悠久の歴史を市内外に多角的に発信するという主要目的のほか、市制施行以来の大野城市が辿ってきた歴史的な背景もあるという。

例えば市制施行時の大野城市の人口は3万7000人弱だったが、現在では10万人弱と約2.7倍に急増している。これに伴い、一般会計予算は市制施行当時の約13億円から現在は330億円前後と約25倍に膨らんでいる。基盤整備では土地区画整理事業の総面積が市街化区域の40%近くに及び、下水道普及率も0%から99.9%へと飛躍



四王寺山(大野城跡)に「大」の文字が浮かび上がる「おおの山城大文字まつり」は市内最大のイベント

的に伸びた(以上、大野城市市制施行40周年記念市勢要覧より)。

県都・福岡市の都心部から南へ約10kmの至近距離にあり、面積約26km²のコンパクトで緑の多い市域には、JR(鹿児島本線)と西鉄(天神大牟田線)が並行して市域を横断し、九州自動車道に連結する福岡都市高速道路のICが近接して、博多地区や福岡空港とも直結する大野城市は、北部九州でも有数のベッドタウン好適地として人気が高い。

現在の人口の主力を成す働き盛り世代の多くが、市制施行後に大野城市に引っ越してきた世代か、その第2・第3世代なのだ。そうした環境の中で都市的な集積が急激



登り窯様式の梅頭窯跡(国指定史跡牛頭須恵器窯跡の一部)

に進んできた大野城市にとって、市民の一体化や愛郷心の醸成は、市制施行当時から重要課題だった。

「協働」から「共働」へ、まちづくりの確かな進化

実は大野城市は市制施行(昭和47年)以前の昭和40年代前半(旧大野町時代)から、新興ベッドタウンとして人口急増現象が始まっていた。そのため当時から新たなコミュニティ形成のための、市民協働による施策がさまざまに実施されており、旧大野町時代の昭和46年の段階で既に南地区が、旧自治省から「モ



わくわくパビリオンの人気イベント・三輪車3時間耐久レース



福祉も含めた公共ワンストップサービス[総合窓口・まどかフロア]

デル・コミュニティ」に指定されるほど各方面から注目を集めてもいた。

大野城市では現在、市民協働の推進拠点として4つの体育館機能付きコミュニティセンター(南・中央・東・北地区に設置。以下「コミセン」と表記)を設置しているが、各コミセンにはコミュニティ運営委員会、パートナーシップ活動支援センター(コミセン、学校開放施設、近隣公園の管理運営・貸出事業などを実施)、地域行政センターなどの組織が集約されている。コミセンに体育館機能を必ず設けているのは、昭和40年代からのコミュニティ形成活動を通じて得た、「スポーツを一緒にすることが、見知らぬ顔の少なくない地域が一つになる最善の方法」(井本市長)との経験値に基づいている。

「スポーツによるコミュニティづくりはやがて生涯学習など各種の市民参画事業の隆盛につながります。また、現在では、コミュニティ協議会によるパートナーシップのまちづくりなどの都市内分権が主流の新しいコミュニティの形へと、発展しつつあります」(井本市長)

大野城市ではこうした流れを受けて、「協働」を「共働」と表現し直し、新たなコミュニティ形成を各方面から推進しようとしている。その流れの中で、今回、「ふるさとの歴史」の初期を彩る大野城築造1350年記念事業が開催され、市民共働で策定された前述の各種関連事業の推進計画が実施されよ



大野城まどかびあ(多目的ホール)

うとしている。「協働から共働」へと進化してきた、市民が主役のコミュニティづくりの伝統を持つ大野城市において、愛郷心の醸成と新たなにぎわいづくりを図る重要な機会となるに違いない。

大野城市における新たなまちづくりへの胎動は、交通インフラの大改革という形でも訪れようとしている。大野城市および沿線自治体にとって悲願ともいえる、西鉄天神大牟田線の連続立体交差事業が、着々と進みつつあるのだ(平成33年度事業完了予定)。

「西鉄の連続立体交差事業が完成すると、今度は高架下をどう活用するか、沿線地域の環境改善はどうするか、道路交通の円滑化を



多くの市民が参加した水城ウォーキング(水城の見学会)

より効果的にするための交通連結機能の強化をどうするかなど、事業完成後の新たなまちづくりがまた始まってきます。その計画については、大まかなプロジェクトの素案は出来上がっていますが、今後は魅力ある駅前地区のまちづくりなどの詳細を、市民参加による各種まちづくり研究会やワークショップなどの開催を通して、多角的に検討していきたいと考えています」(井本市長)

取材の折りにも随所でその模様が見られたが、鉄道の高架化(連続立体交差)事業の工事現場はいつ見てもダイナミックで心躍る。

同事業が完成すれば、これまでご紹介してきた「(仮称)歴史をつなぐ路」整備事業や「大



新住民の多い大野城市の一体化事業の一つ「MADOKAれくスポ祭」の一コマ



まちづくり活動の一環として行われている高齢者支援事業の一コマ

野城トレイル」整備事業の結果などにもさらに新たな光が当たり、より幅広い活用への道が開けることだろう。

築造1400年に向けた にぎわいつくり

冒頭にご紹介した「水城・大野城・基肆城1350年記念式典」が開催された翌日(平成27年12月6日)は、大野城市商工会が平成24年から毎年、秋の恒例イベントとして2カ月以上にわたって実施している「第4回おおのじょう まちなか わくわくパビリオン」(以下、わくわくパビリオン)の最終日だった。

わくわくパビリオンは大野城市商工会が主催する「にぎわいつくり」事業だが、たまたま大野城築造1350年記念事業と同じ平成24年からスタートしたため、この4年間は1350年記念事業と連携した事業(水城ウォーキング、大野城Ⅱ四王寺山登山会など)も行ってきた。

そして開催期間中は毎年20種以上の集客イベントが行われ、そのほとんどのイベントは市民のアイデアで決定されてきた。平成28年以降は実施形態が変更されるとの話だが、開催期間が2カ月にも及ぶにぎわいつくりイベントが、市民や民間が中心になって恒例化されているという事実には驚くしかない。この

一事だけでも、大野城市が目指すさらなる愛郷心の醸成への芽は、市民や民間の間で既に始めているといえるだろう。

またこうした動きに呼応するかのようには、大野城市では平成27年8月に「ふるさと大野城《まちの活力》創出計画」を策定。同10月には「大野城市にぎわいつくり協議会設立準備委員会」を設立、平成28年7月には「大野城市にぎわいつくり協議会」(いづれも仮称)を正式に発足する予定だという。

「この協議会の設立目的は、近い将来のさらなる少子高齢化時代の到来を見据えて、ふるさと大野城市のにぎわいを新たにつくりだし、まちの活力につなげていく方策を、さまざまに具体化していくことにあります」(井本市長)

同協議会の活動開始時期は、既にご紹介した大野城築造1350年の各種関連事業の始動時期とも重なる。またその少し先にはやはり前述した西鉄の連続立体交差事業の完成が控えている。

昭和40年代前半から右肩上がり人口を増やし続け、都市としての基礎体力を着々と蓄積してきた大野城市の近未来の目標の一つは、「大野城築造1400年」までさらに地道に発展を続け、市民の愛郷心のさらなる醸成とともに、にぎわいを少しずつでも増していくことにあると井本市長は語る。その準備は既に整いつつあるといえるだろう。

(取材・文 遠藤 隆 / 取材日 平成27年10月30日)



法令相談室から

平成27年を振り返って

全国市長会顧問弁護士

松崎 勝

1 はじめに

昨年のクリスマススイブ(12月24日)に、ある市の住民訴訟について、高等裁判所で市側勝訴の判決をいただき、市長から早速お礼の電話をいただいた。

第一審の地方裁判所の判決も、勿論市側勝訴の判決であったのであり、高等裁判所の勝訴判決は当然予想できたものであるが、私としても、年の瀬をひかえ、ほっとした次第である。

訴訟とは、究極的には原告側と被告側との見解(人生観、世界観)の対立であり、絶対には負ける訴訟がないとともに、絶対に勝てるという訴訟もないのであり、その意味で判決(結論)が全てである、と言っても決して過言ではないのであり、判決をもらっ

てからとやかく言っても始まらないものである。

昨年暮れの12月16日に出された2つの最高裁判決は、家族制度に関する見解が対立する事案について出されたものであり、新聞報道も十分になされているものがあるが、非常に重要なものであるので、あえてとりあげる次第である。

2 最高裁判平成27年12月16日 大法院判決(平成25年(オ) 第1079号事件)

1 事案の概要

(1) 本件は、上告人(女性)が、平成20年3月に前夫と離婚したにもかかわらず、民法733条1項が再婚禁止期間として6カ月を規定していることから、現夫との

婚姻(婚姻届の受理)が前婚解消日(平成20年3月)から6カ月後になったことについて、民法733条1項は法の下の平等を規定した憲法14条1項及び両性(男女)の本質的平等を規定した憲法24条2項に違反するものであるとして、国を被告として立法不作为を理由に国家賠償法に基づき慰謝料として金165万円(及び遅延損害金)の支払を求めた事案である。

(2) 第1審岡山地裁平成24年10月18日判決(判例時報2181号124頁)は、再婚禁止期間を6カ月とした民法733条1項の規定について、最高裁判平成7年12月5日判決(裁判集民事177号243頁)を引用したうえ、「父性の推定の重複を回避することのみならず父子関係をめぐ

る紛争の発生を未然に防ぐことにもある」ことからすれば、合理性がある旨判示するとともに、最高裁判平成17年9月14日大法廷判決（民集59巻7号2087頁）を引用したうえ、立法不作為による国家賠償法上の違法は存在しないとして上告人の請求を棄却した。

(3) 第2審広島高裁岡山支部平成25年4月26日判決は、第1審判決をほぼ引用したうえ、上告人の控訴を棄却した。

(4) 上告人は、前記第2審判決に対し、民法733条1項は、憲法14条1項及び憲法24条2項に違反するものであるとして上告した。

2 最高裁判平成27年12月16日大法廷判決

(1) 主文・上告棄却

(2) 判示(多数意見)

ア 本件規定の立法目的について

「本件規定の立法目的は、女性の再婚後に生まれた子につき父性の推定の重複を回避し、もって父子関係をめぐる紛争の発生を未然に防ぐことにあると解するのが相当であり(略)、父子関係が早期に明確となることの重要性を鑑みると、このような立法目的には合理性を認めることができる。」

イ 再婚禁止期間を6カ月とすることについて

(ア) 「民法772条2項は、「婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する。」と規定して、出産の時期から逆算して懐胎の時期を推定し、その結果婚姻中に懐胎したものと推定される子について、同条1項が「妻が婚姻中に懐胎した子は、夫の子と推定する。」と規定している。」

(イ) 「そうすると、女性の再婚後に生まれる子については、計算上100日の再婚禁止期間を設けることによって、父性の推定の重複が回避されることになる。夫婦間の子が嫡出子となることは婚姻による重要な効果であるところ、嫡出子について出産の時期を起点とする明確で画一的な基準から父性を推定し、父子関係を早期に定めて子の身分関係の法的安定を図る仕組みが設けられた趣旨に鑑みれば、父性の推定の重複を避けるため上記の100日について一律に女性の再婚を制約することは、婚姻及び家族に関する事項について国会に認められる合理的な立法裁量の範囲を超えるものではなく、上記立法目的との関連において合理性を有するものといえることができる。」

(ウ) 「よって、本件規定のうち100日の再婚禁止期間を設ける部分は、憲法14条1項にも、憲法24条2項にも違反するものではない。」

ウ 本件規定と憲法との関係について

(ア) 「婚姻をするについての自由が憲法24条1項の規定の趣旨に照らし十分尊重されるべきものであることや妻が婚姻前から懐胎していた子を産むことは再婚の場合に限られないことをも考慮すれば、再婚の場合に限って、前夫の子が生まれる可能性をできるだけ少なくして家庭の不和を避けるという観点や、婚姻後に生まれる子の父子関係が争われる事態を減らすことによって、父性の判定を誤り血統に混乱が生ずることを避けるという観点から、厳密に父性の推定が重複することを回避するため期間を超えて婚姻を禁止する期間を設けることを正当化することは困難である。他にこれを正当化し得る根拠を見いだすこともできないことからすれば、本件規定のうち100日超過部分は合理性を欠いた過剰な制約を課すものとなっているといえるべきである。」

(イ) 「本件規定のうち100日超過部分が憲法24条2項にいう両性の本質的平等に立脚したものでなくなっていたこ

とも明らかであり、上記当時において、同部分は、憲法14条1項に違反するとともに、憲法24条2項にも違反するに至っていたというべきである。」

エ 立法不作為との関係について
 (ア) 「上記当時においては本件規定のうち100日超過部分が憲法に違反するものとなつてはいたものの、これを国家賠償法1条1項の適用の観点から見た場合には、憲法上保障され又は保護されている権利利益を合理的な理由なく制約するものとして憲法の規定に違反することが明白であるにもかかわらず国会が正当な理由なく長期にわたつて改廃等の立法措置を怠つていたと評価することはできない。」

(ア) 「本件規定は、夫婦が夫又は妻の氏を称するものとしており、夫婦がいずれの氏を称するかを夫婦となろうとする者の間の協議に委ねているのであって、その文言上性別に基づく法的な差別的取扱いを定めているわけではない。本件規定の定める夫婦同氏制それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではない。我が国において、夫婦となろうとする者の間の個々の協議の結果として夫の氏を選択する夫婦が圧倒的多数を占めることが認められるとしても、それが、本件規定の在り方自体から生じた結果であるということはできない。」

(イ) 「したがつて、本件立法不作為は、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないというべきである。」

オ なお、本大法廷判決には、反対意見及び補足意見等が付されている。

(イ) 「したがつて、本件規定は、憲法14条1項に違反するものではない。」

2 最高裁平成27年12月16日大法廷判決
 (1) 主文…上告棄却

(2) 判示(多数意見)
 ア 憲法13条との関係について
 「現行の法制度の下における氏の性質等に鑑みると、婚姻の際に『氏の変更を強制されない自由』が憲法上の権利として保障される人格権の一内容であるとはいえない。本件規定は、憲法13条に違反するものではない。」

ウ 憲法24条との関係について
 (ア) 「婚姻及び家族に関する事項は、国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ、それぞれの時代における夫婦や親子関係についての全体の規律を見据えた総合的な判断によつて定められるべきものである。特に、憲法上直接保障された権利とまではいえない人格的利益や実質的平等は、その内容として多様なものが考えられ、それらの実現の在り方

**3 最高裁平成27年12月16日判決
 (平成26年(オ)第1023号事件)**

1 事案の概要

(1) 本件は、上告人ら(女性4名及び男性

イ 憲法14条1項との関係について

が考えられ、それらの実現の在り方

は、その時々における社会的条件、国民生活の状況、家族の在り方等との関係において決められるべきものである。」

- (イ) 「そうすると、憲法上の権利として保障される人格権を不当に侵害して憲法13条に違反する立法措置や不合理な差別を定めて憲法14条1項に違反する立法措置を講じてはならないことは当然であるとはいえ、憲法24条の要請、指針に依って具体的にどのような立法措置を講ずるかの選択決定が上記(1)のとおり国会の多方面にわたる検討と判断に委ねられているものであることからすれば、婚姻及び家族に関する法制度を定めた法律の規定が憲法13条、14条1項に違反しない場合に、更に憲法24条にも適合するものとして是認されるか否かは、当該法制度の趣旨や同制度を採用することにより生ずる影響につき検討し、当該規定が個人の尊厳と両性の本質的平等の要請に照らして合理性を欠き、国会の立法裁量の範囲を超越するものとみざるを得ないような場合に当たるか否かという観点から判断すべきものとするのが相当である。」
- (ウ) 「したがって、本件規定は、憲法24

条に違反するものではない。」

エ なお、本大法院判決には、反対意見及び補足意見等が付されている。

4 おわりに

1 最高裁判平成25年9月4日大法院決定(民集67巻6号1320頁)は、非嫡出子の法定相続分を嫡出子の2分の1としていた(旧)民法900条4号ただし書の規定を憲法14条1項に違反するものである旨判示していたのであり、上記平成25年9月4日大法院決定と対比した場合、平成27年12月16日に出された2つの最高裁大法院判決は、家族制度については、根本的には立法府(国会)による検討を踏まえるべきであるとして司法の限界について判示したものと評価出来るものである。

2 夫婦同姓を規定した民法750条が問題とされた前記最高裁大法院判決(3)記載の大法院判決において、最高裁長官である寺田逸郎裁判官は、補足意見として、「本件で上告人らが主張するのは、氏を同じくする夫婦に加えて氏を異にする夫婦を法律上の存在として認めないのは不合理であるということであり、いわば法律関係のメニューに望

ましい選択肢が用意されていないことの不当性を指摘し、現行制度の不備を強調するものであるが、このような主張について憲法適合性審査の中で裁判所が積極的な評価を与えることには、本質的な難しさがある。」と述べるとともに、「以上のような多岐にわたる条件の下での総合的な検討を念頭に置くとすると、諸条件につきよほど客観的に明らかといえる状況にある場合にはともかく、そうはいえない状況下においては、選択肢が設けられていないことの不合理を裁判の枠内で見いだすことは困難であり、むしろ、これを国民的議論、すなわち民主主義的なプロセスに委ねることによって合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにすることこそ、事の性格にふさわしい解決であるように思える。」とさえ述べているのである。

3 平成27年12月16日に出された2つの大法院判決は、我国が民主主義の国家である以上、より良い社会をつくるためには、国民的議論が必要不可欠であることを述べていると評価出来るのではなからうか。

新庄をもっと元気に!

新庄市長(山形県) **山尾順紀**

Junki Yamao

マイ
プライベート
タイム

軟式庭球・ソフトテニスから 学んだこと

中学2年の県中学総体団体準決勝。1対1の後の3番手勝負の大事な試合。あと1本で決勝進出が決まるマッチポイントが絶好のスマッシュボール。おもいつきり相手コートに打ちこんだ瞬間、勝ったと思ったら、相手が顔を隠すようにあげたラケットにワンバウンドで当たり、ボールは私の頭越しにふらふらと飛んできた。アウトと思いきや風に流され、われわれのコートのサイドラインめがけて落ちてくる。後衛は慌てて追いかけたが間に合わず、マッチを逃す。この後リズムが崩れて逆転され、決勝進出の願いは叶いませんでした。

この敗戦が、ソフトテニスと私の葛藤の始まりでした。1本の重さ、1本の大切さは、練習や試合で常に意識するようにな

り、勝負の妙を教えられ、仲間との出会いもあり、私の人生観も培われました。その恩返しというわけではありませんが、人の役に立つ人間になろうという思いを強く持つようになりました。

私は、地元に戻って後輩をなんとか全国大会に出場させたいという夢を持っていました。大学を卒業して地元の新庄市役所に採用され、空き時間を見つけては母校に通って指導をしていました。久々の全国大会出場選手が育ち始めたころ、実は指導をしているつもりが逆に生徒から多くのことを学んでいることに気づき、「教えることは学ぶこと」を実感させられました。

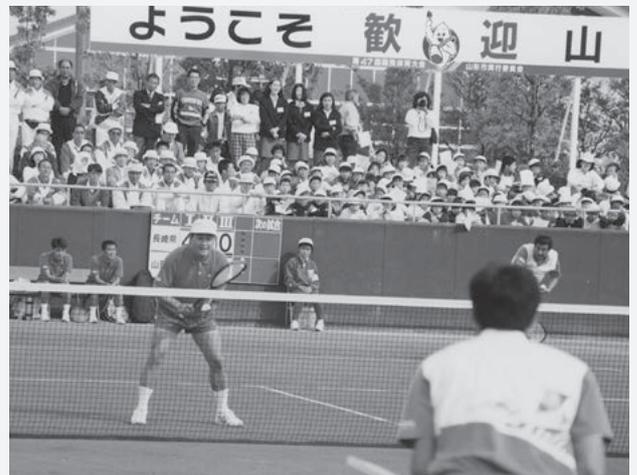
また、ダブルスで勝てない時は、パートナーのせいにして自分のことを棚に上げるような未熟さがありました。「自分と組んでくれるパートナーがいる」という、そのこと自体がどんなに凄(すご)いことなのかということも教えられました。このよう

なことから、一見無駄なように見えても、無駄に無駄はなく、そして自分の周りにあるすべてが教材でありお手本であるという考え方を身に付けることができました。

新庄はかなりそばである

平成11年に山形新幹線が新庄まで延伸されたときのキャッチコピーが「新庄はかなりそばである」

でした。東京にかなり近くなったという意味と新庄の美味しいそばを掛けたものです。毎年11月の第1日曜日に「新庄そばまつり」を開催して6回を数えました。私は子どものころからそばが大好きで、どこに行ってもその土地のそばを食していました。平成元年に生涯学習センターが完成し、料理教室で手打ちそば教室を企画しました。私もそばで見ていて、自分でも打ってみたいという思いから、以来20数年が経ちます。打ち始めのころは、美味しいかも分からないそばを「美味しいだろう」と家族に押し売りしていました。初めは市販の汁でしたが、時が経つにつれ、汁も自分でかえしをつくり、だし汁と合わせて常備するまでになりました。防腐剤や化



平成4年べにばな国体で選手としてプレーする筆者



2009年に重要無形民俗文化財にも指定された「新庄まつり」

学調味料の入っていない汁に慣れ親しんだためか、子どもたちもそば屋に行つての味の評価は、私の汁が基準となっているようです。

さて、新庄で採れる「最上早生^{もがみわせ}」という品種は、香りと甘みが強い美味しいそば粉です。減反政策で、転作そばの作付けが多くなったものの、補助金対策で収穫をしない捨て作りが多い状態でした。これを何とか粉にして付加価値を上げたいという思いから、「そばまつりをやろう」と市内のそば打ち愛好家を口説いて始めました。職員提案で「新庄そばガールズ」を結成し、各地に出前宣伝に行くとともに、まつり当日は新庄そば音頭に合わせた踊りを披露して会場を盛り上げてい



来場者にそば打ちの実演をする筆者

す。そばガールズは、市・農協・農業大学校のほか一般公募し、今年14名で結成しました。私はといえば、まつり会場です。そば打ち実演をしながら、来場していただいた皆さんとそば談義をしています。

「まじりと雪のふるさと」新庄

「まつりと雪のふるさと」このキャッチコピーは、新庄市の特徴を端的に表現するとどうなるだろうと、30年前に同僚との話し合いの中から生まれました。まつりとは「新庄まつり」です。雪とは、豪雪地帯で良くも悪くも雪を受け入れながら暮らさなければならぬことを意味しています。新庄まつりは、平成27年に260年の節目を迎えた新庄の宝です。平成21年に国の重要無形民俗文化財に指定され、さらに平成28年には、全国の山・鉾・屋台の祭り33団体がユネスコ無形文化遺産登録の審査対象となっています。市民の期待も大きく、登録されればまちの活性化にもつながります。

新庄の「まつり」には、このほか、春の「かど焼きまつり」があります。4月末からの連休中に旧城内の広場で、かど（にしん）を焼いて食べるまつりで、新庄の春の風物詩となっています。夏は「新庄まつり」、秋には「味覚まつり」、そして「そばまつり」、冬には、青年会議所主催の「新庄雪まつり」で雪国の子どもたちに夢を与えています。また、民話の宝庫でもある

ことから「みちのく民話まつり」も30回を数え、全国から民話ファンが集まります。毎年の総会では、私の民話披露が祝辞代わりとなっています。レポーターは6話程度しかありませんが、今後増やしていきたいと思っています。

最後になりますが、私のもうひとつの顔が住職で、夏祭りに合わせて「子ども・夢・花火大会」を開催してから10回を数えました。町内の皆さんの協力をいただきながら、協賛も行政の力を借りずすべて手作りで行っています。小さな花火大会で約40分と短いですが、連続して上がり、特にラストの特ダスターメインは約3分間連続して上がるので市民にとっても喜ばれています。

「新庄をもっと元気に！」が私の使命です。



昨年「260年祭」を迎えた「新庄まつり」

地域防災の観点からの リスクマネジメント

総務省消防庁消防大学校客員教授

ひのむねと
日野宗門



はじめに

2015年9月の関東・東北豪雨、2014年8月の広島市豪雨、2013年10月の伊豆大島豪雨においては、いずれも「避難勧告や避難指示がなかった(遅かった)」という避難勧告・指示の伝達に係る問題がクローズアップされた。

筆者は、299人の死者・行方不明者を出した1982年7月の長崎豪雨災害以来、豪雨時の行政機関の対応と課題について調査を行ってきた。当時と比較すると、気象予報技術や河川水位予測技術の進歩およびインターネット・携帯電話・同報無線等の通信・伝達手段の普及には隔世の感がある。しかしながら、近年の豪雨災害の報道に接するたびに、長崎豪雨災害当時に感じた「警戒避難活動」をめぐる問題がまだ十分な解決をみていないことに複雑な思いでいる。

豪雨時の警戒避難活動の過程

左図は、市町村を軸に豪雨時の警戒避難活

動の過程を示したものである。

「A」の「意思決定過程」は、市町村が災害危険を把握・評価し、避難勧告等を判断する過程である。豪雨時には、市町村は気象情報、降雨、河川水位等をもとに避難の勧告・指示等の判断を行うことになる。これらの情報を適時に収集でき、判断に生かせるよう準備(例：マニュアルで積算雨量〇mmであれば避難勧告発令と定める)がされていれば、適切な意思決定が可能となる。

「B」の「伝達過程」は、市町村が避難の勧告・指示等を住民等に伝達する過程である。伝達手段の特性によって伝達の成否は大きく左右される。理想は、即時一斉伝達(対象地域の全住民にリアルタイムで伝達)が可能な手段である。

「A」および「B」は市町村が担う過程であるが、「C」の「行動判断過程」は住民が担う。市町村からの避難勧告等の伝達情報や独自の収集情報等をもとに住民が取るべき行動を判断する。

以上の「A」「B」「C」の過程が問題なく進行

すれば、少なくとも人命損失は防ぐことができる。しかし、現実には、それぞれの過程で問題を抱えている。

「A」の過程の主たる問題は次のようなものである。

管内や流域が記録的豪雨に見舞われた場合、防災主管当局には上述の情報以外にも多種多様な情報、問い合わせ、報告等が入ってくる。それらを参考に避難勧告・指示を含む諸々の判断を行う。しかし、状況が想定を超えて激化すればそれらの情報等が急増・錯綜^{さくそう}し、職員は対応に忙殺される。そのような状況下では事前の十分な準備と実践的な訓練なくしては、もはや抜けのない対応は不可能である。

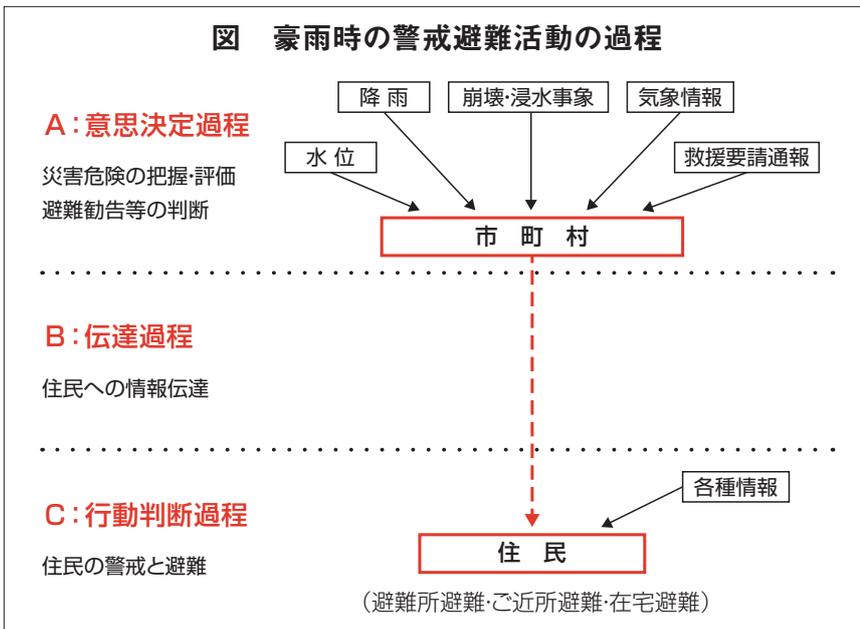
十分な準備等を阻む最大の障害は、市町村関係者や住民の「まさかこんなことになる」との声に代表される「想定外」意識の存在である。

「A」の過程にはこのほかにも問題が存在するが、ここでは割愛する。

「B」の過程の問題は、即時一斉伝達手段の

Risk Management

図 豪雨時の警戒避難活動の過程



確保が困難ということである。

この過程では、対象地域の全住民に刻々変化する災害状況に即応して必要情報を伝達することが求められる。これを可能とし得るのは、全戸に配備された戸別受信機（市町村防災行政無線同報系）や防災ラジオ（市町村防災行政無線を受信可能なタイプのラジオ。緊急放送時に自動起動）などだが、財政的な問題もあり整備している市町村は多くはない。広く普及している屋外同報無線は、雷や雨の音

で聞き取りにくい（窓を閉め切っていればなおさら）という問題がある。

即時一斉伝達手段を全戸に確保できない市町村では、防災情報メール（登録したメールアドレスに緊急時に配信されるメール）システムの導入や携帯電話の緊急速報メール（ドコモは「エリアメール」と呼称）を活用するところが増えている。しかし、防災情報メールの登録率の低さ、緊急速報メールの字数制限などの課題が存在する。

「C」の過程の最大の問題は、住民の「指示待ち」の意識である。

多くの住民が市町村からの避難勧告等の伝達を行動判断の前提にしている。「市町村から避難の呼びかけがあれば避難したと思う」といった住民の声が典型的である。前述の「A」および「B」の過程の問題を考慮すれば、市町村からの「指示待ち」は自分や家族の命を失いかねない選択である。また、深夜に2時間半で200mmを超える雨量を記録した広島市豪雨のケースでは、たとえ「A」および「B」の過程が完璧に実施されたとしても、「指示を受けてからの行動では「手遅れ」の可能性があったことが筆者の検討結果等から明らかになっている。

対策のヒント

災害対策法制上、避難勧告・指示の伝達は基本的に市町村に委ねられている。しかし、以上に概観したように市町村が担う「A」「B」

の過程には一朝一夕には解決できない問題が少なくない。このことを踏まえると以下の対策が重要である。

●住民の主体的行動の重要性の積極的な啓発。住民が居住地域の危険性を正しく認識し、「自分の命は自分で守る」の意識をもって主体的に行動することの大切さを積極的に啓発する。

●住民の警戒避難行動を促す上で効果の高い情報（市町村長権限に属する避難の勧告・指示を除く）を市町村を介さずに住民へ伝達する方法を検討する。

この点で最近注目するべき動きがあった。2015年11月19日から、気象庁はすべての特別警報を携帯電話の緊急速報メールで直接配信することとした。これにより、関東・東北豪雨時に出された大雨特別警報も市町村を介さずに携帯電話保有者に即時に伝達されることになった。

筆者プロフィール

日野宗門（ひのむねと）

1950年大分県生まれ。1973年京都大学工学部卒業。1975年京都大学大学院工学研究科修士課程修了。1978年京都大学大学院工学研究科博士課程学修。工学博士。気象予報士。（財）消防科学総合センターで主任研究員、調査研究課長、研究開発部長を務める。現在、Blog 防災・危機管理トレーニング主宰、消防大学校客員教授。防災関係の著書（共著）に「地域防災計画の実務」、「防災まちづくりの新設計」などがある。

可能性を生かし、人と財が集まる 「由利本荘ブランド」を創造

はじめに

平成17年3月に1市7町が合併し、沖縄本島とほぼ同じ面積を有する、県内一広大な由利本荘市が誕生して10年が経過しました。

全国的な現象ですが、本市の人口も、少子高齢化や首都圏などへの人口流出により、新市誕生時の約9万820人からこの10年間で1割以上減少し、近年その減少スピードが加速しています。

新市誕生10年

「新たなステージ」へ 総合計画・新創造ビジョン

本市の総合計画・新創造ビジョンでは、まちの将来像として「人と自然が共生する躍動と創造の都市」新たな『由利本荘市』への進化」を掲げ、「人口減少に歯止めをかけ

ること」を最重要課題とし、戦略方針を「国内外から人と財が集まる『地域価値(由利本荘ブランド)』を創造する」としています。

まちの将来像を実現するためのまちづくりの基本政策として「力強い産業振興と雇用創出」「安全・安心・快適な定住環境の向上」「笑顔あふれる健康・福祉の充実」「ふるさと愛を育む次代の人づくり」「市民主役の地域づくりと市政経営」の5つを柱に、重層的に施策を展開することにより、人口減少社会、少子高齢化などの課題解決を目指しています。

総合防災公園アリーナ整備

新創造ビジョンの中の象徴的な取り組みとして、総合防災公園整備事業があります。

当該整備地は、日本海から約1km

の市街地であり、緊急輸送道路に指定される一般国道7号に面し、津波想定高を超える海拔約18mの立地条件と約12haの面積を有することから、市の広域防災拠点に位置付けております。大規模災害時には、3000人が寝泊まりできるほか、物資集積拠点、集積場所、ベイスキャンプの機能を果たします。平常時には、スポーツを中心とした複合型交流拠点として整備します。

施設の概要としては、

- ①メインアリーナ 床面積3458㎡(バスケットボールコート4面) 観客席 3000席(固定2200席 可動800席)
- ②サブアリーナ 床面積640㎡
- ③武道場(1階剣道場、2階柔道場)、マシニング、ボルダリングウォール



総合防災公園俯瞰図

④地域コミュニティセンター
⑤合宿施設(約100人利用可)
⑥屋根付きグラウンド(1613㎡)
⑦駐車場 約1000台
総合防災公園アリーナの建設工事は、平成30年6月の完成、供用開始は同年10月を目指しています。
建設工事と並行して、大会やイベント誘致の営業活動や施設の管理運営計画をつかさどる部署として、企画調整部に「総合防災公園管理運営準備事務局」を平成27年12月に設置しました。今後、部局横断的庁内プロジェクトチームが、スポーツ団体、経済団体など



「由利鉄」でギネス世界記録達成

「秀峰鳥海山」の知名度を滞在型観光誘客に結びつけるため、「鳥海山・飛鳥ジオパーク構想」を本市にかほ市、山形県酒田市、遊佐町の県境を越えた4自治体で取り組んでいます。地質遺

源が多くあり、その有効活用が大きな課題です。

豊富な地域資源を生かす

広大な由利本荘市には、地域資源が多くあり、その有効活用が大きな課題です。この総合防災公園アリーナを老若男女がいつでも集える交流拠点とすることを目指しています。

と連携し、官民一体となったスポーツリズムを巻き起こす取り組みを行います。

また、国ではスポーツ立国戦略の中で「する」「観る」「支える（育てる）」スポーツを唱えており、

すが、本市では、スポーツにとどまらず、既に実践している「インターバル速歩」など、健康長寿社会実現のための中核施設として、

この総合防災公園アリーナを老若男女がいつでも集える交流拠点とすることを目指しています。

産を保全し、科学、防災教育の学習資源として活用し、地域住民主体の活動により、持続可能な地域発展、ふるさと愛の醸成を目指しています。

また、「由利鉄」の愛称でおなじみの、第三セクター由利高原鉄道

鳥海山ろく線の軌道を使い、平成27年11月3日、埼玉県立川越工業

高校が乾電池を動力とする電車のギネス世界記録を達成。乾電池

600個で22kmを走破という快挙を成し遂げました。経営的には厳しいローカル鉄道ですが、過疎化の進む地域の足としてだけでなく、雄大で美しい景色を楽しめる観光資源としての活用が望まれています。

平成26年、本市南部に位置する鮎川油ガス田で、国内初のシェールオイル商業生産が開始されました。産出量が日量35klと少ないものの、石油のほとんどを海外に依存するわが国にとって、貴重な地下資源を有する本市の地域価値が見直されています。

地域を元気に1町内会・自治会げんきアップ事業

人口減少抑制対策は、雇用の確

保や子育て支援など重層的な取り組みが求められています。本市では地域コミュニティ再生も若者定着の重要なテーマであると考えています。市内にある全488の町内・自治会を市職員が訪問し、地域住民の共通認識と課題解決に向けた合意形成を後押しする「町

プロフィール

- ◆ 面積 1209・60km²
- ◆ 人口 8万864人
- ◆ 世帯数 3万524世帯

〔将来都市像〕人と自然が共生する躍動と創造の都市

〔まちの特徴〕山（秀峰鳥海山）と川（レガッタの子吉川）と海（美しい夕日の日本海）のある自然豊かなまち

〔市町村合併〕平成17年3月22日 本荘市、矢島町、岩城町、由利町、大内町、東由利町、西目町、鳥海町の1市7町が対等合併

〔特産品〕秋田由利牛、鳥海りんどう、つぶぞろい（米）、雪の茅舎（酒）、



由利本荘市長
長谷部 誠



天寿（酒）、プラムワイン、本荘こてんまり、組子細工、ジャージー牛乳、西目りんご

〔観光〕法体の滝、花立牧場、桑ノ木台湿原、由利高原、ボツメキ湧水、天鷲城、本荘マリナー、ハーブワールドAKITA、八塩パークゴルフ場、由利高原鉄道鳥海山ろく線

〔イベント〕由利本荘ひな街道・町中ひなめぐり、菖蒲カーニバル、本荘川まつり花火大会、矢島カップMt.鳥海バイシクルクラシック、本荘追分全国大会、鳥海高原法体の滝紅葉まつり、雪上野球W杯東由利大会

内会・自治会げんきアップ事業」を展開しています。「町内が元気になれば若者が戻ってくる」という実例もあり、地域の将来像を描くビジョンづくりや事例学習会を実施し、地域コミュニティの再生を目指しています。

※ 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

人・地域・自然が奏でる 和みのまち 山梨市

山紫水明・風光明媚

「しほの山 差出の磯に すむ
千鳥 君が御代をば 八千代とぞ
鳴く」(古今和歌集)。これは山梨
市にある名勝地「差出の磯」と市
の鳥である「ちどり」が詠まれた歌
です。本市は、古くから、甲斐と武
蔵を結ぶ交通の要衝として栄え、
松尾芭蕉や与謝野晶子など多くの
歌人に詠まれてまいりました。

甲府盆地の北東部、奥秩父山塊
と富士川水系を有する本市は、桃
やブドウに代表される日本屈指の
果樹生産地であり、その果樹園と
山水が美しい景観を形成してい
ます。

平成17年3月22日に、山梨市、
牧丘町、三富村の3市町村の合併
により、新・山梨市が誕生し、今
年、市制施行10周年を迎えました。

チャレンジミッション

本市では、持続可能な市政の発
展を目指して、平成19年度から始
まった第一次総合計画と、平成29
年度から始まる第二次総合計画と
をつなぐ重点施策「チャレンジ
ミッション」に取り組んでいます。
これは、「市街地やインフラの着実
な整備」「地域資源を活かした産業
経済の活性化」「子育て・学校教育・
福祉の充実」の3つを柱とし、「ま
ち・ひと・しごと創生法」に基づき
策定された「山梨市総合戦略」の
中核を成すものでもあります。

強くしなやかな山梨市

本市は「国土強靱化」における
地域計画モデル策定都市の指定を
受けるなど「強くしなやかな山梨
市」を目指し、駅の橋上化や周辺

開発、幹線道路整備事業を推進し
ているところです。また、危機管理
対策担当を設置し、市の災害時の
機能強化、避難場所としての市役
所前広場の再整備、警察署との防
災協定など災害対策の強化にも努
めています。本市は地勢的に地盤
が強い地域が多く、震災には特
に強い地域とされていますが、よ
り一層市民にとって安全・安心なま
ちづくりに全力を挙げています。

農業新時代

経済連携協定が世界的な潮流と
なる中で、本市の桃やブドウ、ワ
インなど特産品の販売促進は、日
本国内はもとより世界を視野に展
開していかなければなりません。
市内にあります「山梨県果樹試
験場」では、世界トップクラスの
果樹品質を目指し、最新の栽培技



山梨市出身の漫画家吉沢やすみさんの代表作「ど根性ガエル」をまちおこしに活用

術や品種開発等の研究に励んでい
ます。

果樹栽培に恵まれた風土と環境
を活かしながら「世界と戦う農業」
のために、産地全体の連携強化・プ
ランド力の向上に努めています。

本市周辺の山梨県峡東エリアは
全国の桃収穫量の約27%、ブドウ
収穫量の約20%を占める一大果樹
生産地帯です。販売促進のみなら

ず、果樹生産の歴史と伝統、自然と融合した農業景観を大切に守り次世代に伝えていこうと、「世界農業遺産」への認定を目指しています。

公設民営産婦人科医院

地方都市が抱える少子化による人口減少問題への取り組みとして、本市では「子育てするなら山梨市」といわれるようなまちづくりを目指し、「子育て支援課」を設置するとともに、各種支援の充実を図っています。

特に、全国初の試みとなる「公



市の活性化に向けて活動する「山梨市役所女子観光プロモーションチーム」

設民営の産婦人科医院」の建設は、行政が周産期医療に携わること、安定した継続的な産科医療の確保を図り、母親の育児を支援することで、今後の希望出生率の上昇に寄与するものと期待しております。

女子力躍動

「女性ならではの発想や視点を観光に反映させられないか」。その思いから誕生したのが、山梨市役所女子観光プロモーションチーム、通称「女子プロ」です。市役所の所属部署も年齢も異なる女性職員が集まり、各自の資格・特技・趣味を生かした企画で本市の魅力の発信、市の活性化のために活動しています。その活動を通して、彼女達自身のスキルアップ、キャリアアップにもつながり、やりがいのある職場環境を創出しています。「おもてなし講座」をはじめ、英語翻訳、いちごジンジャーの開発、各種研修など、その活動は多岐にわたり、市内外からの問い合わせも数多くいただいております。

また、本年度は、昨今の消防団員不足に新風を吹き込むべく、市

役所の女性職員15人が、女性消防団員として入団いたしました。責任感の溢れる彼女たちが、地域の防火・防犯強化に大きく貢献してくれるものと期待します。

ひかり輝くまち山梨市へ

人口減少の時代を迎え、山梨市では、しっかりとビジョンを策定し、安定した雇用の創出、安心して子どもを産み育て、生きがいを持って暮らせる山梨市、人の流

プロフィール

- ◆面積 289・80km²
- ◆人口 3万6337人
- ◆世帯数 1万4616世帯

〔将来都市像〕ひかり輝くまち山梨市
〔まちの特徴〕山紫水明、風光明媚、古代より形成され、伝統と文化のある、果樹生産の盛んなまち

〔市町村合併〕平成17年3月22日、山梨市・牧丘町・三富村が合併



山梨市長
望月清賢



〔特産品〕ブドウ、桃、さくらんぼ、あんぼ柿、一升瓶ワイン、ほうとう
〔観光〕西沢渓谷、乾徳山、小橋山、乙女高原、笛吹川フルーツ公園、万力公園、根津記念館、寺社仏閣、温泉施設
〔イベント〕万葉うたまつりとホテル観賞会、笛吹川源流まつり、山梨市巨峰の丘マラソン大会

れをつくり人々の生活を支えるまちづくりを目指してまいります。「健康寿命日本一」を掲げ、市民の皆さまには「愛郷心」と「幸せ感」を育んでいただき、そのための一助として行政は何ができるか、どんな事業をすべきなのかが大切だと考えております。市民と共に一歩ずつ着実に「宝物」を大切に守り、育て、ひかり輝くまち山梨市を築いていきたいと思っております。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

五條市(奈良県)

五條市長 **太田好紀**
おたよしのり

わが

住んでよかったと思える 元気なまちづくり

はじめに

五條市は、大阪府と和歌山県に接する奈良県の南西部、紀伊半島のほぼ中央に位置し、市の中心にはかつて水運の盛んであった吉野川が流れ、北は金剛生駒紀泉国定公園、南には世界遺産高野山や吉野大峯の山々に囲まれた豊かな自然に恵まれた市です。古くは五條という市名称の由来になったとい



藤原南家の菩提寺として知られる「国宝栄山寺八角堂」

われる旧紀州街道、伊勢街道、西熊野街道、河内街道、下街道の5つの街道が交わる交通の要衝として栄えました。また市内には、世界遺産「大峯奥駈道」、賀名生皇居跡をはじめとする南朝ゆかりの遺跡、国宝栄山寺八角堂、明治維新の先駆けとなった天誅組ゆかりの地、そして、全国で88番目の重要伝統的建造物群保存地区に選定された江戸時代の風情を残す五條新町などがあります。また「かぎやー」の掛け声で知られ、日本の花火文化の始まりを築いた花火師「初代鍵屋弥兵衛」の出身である本市では、本市最大の観光イベントである吉野川祭り、毎年8月に吉野川河川敷で開催され、日本の花火100選にも選ばれた花火と音楽、レーザー光線との共演を楽しみに、たくさんの人でにぎわいます。

地域の特産品・地域資源 によるまちづくり

本市の特徴としてまず挙げられるのが、秋の味覚「柿」の生産です。市町村単位では日本一の収穫量を誇り、「日本一の柿のまち奈良県五條市」ののほりを掲げ、全国各地に出向き、PR活動を展開しています。1450ha、東京ドーム300個分の広大な果樹園では、7月のハウス柿に始まり12月の富有柿までの半年間収穫期が続きます。「柿を食べると風邪を引かない」「柿は二日酔いの妙薬」「柿が赤くなると医者が青くなる」と言われるほど、柿にはビタミンや現代人に不足しがちなカロチンが豊富に含まれており、ビタミンCは緑茶の3〜4倍、みかんの2倍にもなります。自慢の甘くてお

いしい柿をぜひ一度ご賞味いただきたいと思えます。

さらに地域資源の活用として、平成27年10月には県内初となるジビエ(イノシシ・シカ肉)の処理加工施設「ジビエール五條」がオープンしました。これまで本市では、農林産物に被害を及ぼす有害鳥獣への対策として、防護柵などの設置や捕獲檻の配置を進め、猟友会と合わせ年間千数百頭のシカやイノシシを捕獲していました。新鮮なジビエは人気が高く、「ジビエール五條」では、徹底した衛生管理の下で質の高い精肉に加工し、レストランから一般のご家庭まで、広くご利用いただけるように取り組み、農作物保護のための鳥獣対策だけでなく、新たな特産品として活用することで、地域の活性化につながればと期待しています。

安心安全で活力ある まちづくりに向けて

現在取り組んでいる大きな施策

に、陸上自衛隊の駐屯地の誘致があります。誘致の気運の上昇は、山の斜面が根こそぎ崩壊する深層崩壊という被害により、死者行方不明者を出す未曾有の被害に見舞われた平成23年の紀伊半島大水害が大きく影響しています。当時、道路が土砂で寸断され陸の孤島となった地域における災害救助活動では、自衛隊による活動が必要不可欠であることを強く認識し、そのときの教訓を基に災害に強いまちづくりに向け、復旧復興事業に取り組みとともに、陸上自衛隊駐屯地の誘致、並びにヘリポートを併設した消防学校を含む県の防災拠点の誘致などを進めています。

2つ目としては、県産材を使い特殊な工法で、木造では県下最大規模となる新体育館が本年7月末の完成を目指し、建設工事が進んでいます。平成31年のラグビーワールドカップに始まり、翌年の東京オリンピック・パラリンピック、さらにその翌年の関西ワールドマスターズゲームズなど各種国際大会のキャンプ候補地として名乗りを上げる一方、各種のスポーツ大会を通じて地域振興を図り、本市のみならず県南部の活性化に

つなげていきたいと考えています。3つ目としては、平成28年度には、京都、奈良、和歌山を結ぶ京奈和自動車道の開通により、大阪市内や関西国際空港まで1時間でアクセスが可能となり、利便性の向上によりもたらされる経済効果に大きな期待が寄せられています。

さらに、平成27年2月には、奈良県とまちづくりに関する包括協定を締結し、市と県がお互いに連携し協力・補完し合いながら事業を進める、いわゆる「奈良モデル」によるまちづくりに取り組んでいます。市内の2地区でにぎわいがあり、また訪れてみたくなるまちづくりに向けた取り組みを行っています。



平成27年2月に奈良県と包括協定を締結

おわりに

平成17年9月に五條市、西吉野村、大塔村が合併し10年がたちました。

合併当時、約3万8000人だった人口が現在は約3万3000人にまで減少しています。人口減は本市に限ったことではなく、全国の市町村が抱える問題でもありません。今後本市においても、新庁舎

建設や老人ホームの建て替え、少子高齢社会への対応、定住促進施策の推進など、山積している課題の解決に向けて、地方創生の波をしっかりとらえ、本年度策定した五條市総合戦略を基に、50年先を見据え将来世代の負担を軽減できるとような事業の推進に努め、誰もが「住んでよかったと思える元気なまちづくり」への取り組みを進めてまいります。

プロフィール

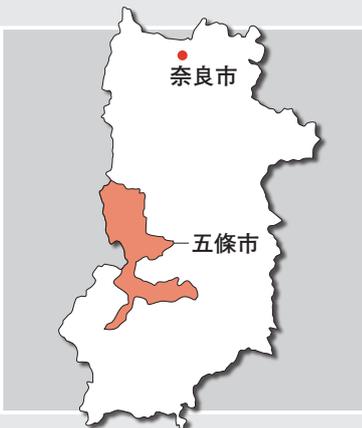
- ◆ 面積 292.02 km²
- ◆ 人口 3万2703人
- ◆ 世帯数 1万3709世帯

〔将来都市像〕豊かな自然と歴史が織りなす、なごみとロマンとふれあいの創造都市

〔まちの特徴〕古くから多くの人や文化が往来した街道や清流吉野川など、歴史、観光資源、豊かな自然に恵まれたまち。特に「柿」の生産は市町村単位で日本一



五條市長
太田好紀



〔特産品〕柿、ジビエ（イノシシ、シカ肉）、柿の葉寿司
〔観光〕国宝栄山寺八角堂、五條新町通り、賀名生梅林、長屋門、コスミックパーク「星のくに」、道の駅「吉野路大塔」、陀々堂の鬼はしり、まちなみ伝承館、まちや館
〔イベント〕吉野川祭り、柿の里まつり、五條野原青空市場、川開きフェスタ

※ 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」の実現を目指して

はじめに

南島原市は、長崎県の島原半島南部に位置し、北は雲仙普賢岳、南は有明海に面しており、さまざまな農水産物が豊富な県内有数の農業地帯です。また、長い歴史の中で営まれてきた生活や伝統芸能が今も大切に受け継がれている地域です。

産業においては、農水産業のほか、全国第2位の生産量を誇るそうめん業が盛んであり、観光分野においては、世界遺産登録を目指す「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」の構成資産である「日野江城跡」「原城跡」、日本初の「世界ジオパーク」や九州オルレ認定コースである「南島原コース」など、豊富な地域資源を有しています。

キリシタンの歴史と「島原・天草一揆」の地

本市の歴史は、キリシタンにまつわる史実を抜きに語ることはできません。

永禄6年（1563年）、口之津の地においてポルトガル人修道士が布教活動を始め、またたく間にキリスト教は島原半島全体に広がり、教育機関のセミナリヨやコレジヨの設置、病院などの開設、キリシタン版の活字本印刷がもたらされたほか、口之津港での朱印船貿易、天正遣欧少年使節団の派遣なども行われました。

しかし、幕府のキリシタン弾圧が進行し、加えて飢饉が続く中、島原城築城による過酷な年貢の取り立ても相まって、寛永14年（1637年）、島原・天草地方の

農民が蜂起し、天草四郎時貞を総大将として「島原・天草一揆」が起りました。総勢3万を超える一揆軍が原城に籠城して約3カ月にわたる幕府軍との戦いの末、領民らはほぼ全滅し、一揆は終焉を迎えました。その後、領民を失ったこの地域には、幕府による移民政策で小豆島などから農民が移住し、手延そうめんの技術もこのとくに伝わったともいわれています。

世界遺産を生かしたまちづくり

平成27年1月、本市の「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」が、ユネスコの世界遺産の国内推薦に決定し、9月にはイコモスの現地調査が実施されました。本年7月には、世界遺産登録の可否が決定する見通しです。

この世界遺産登録は、本市の地方創生への大きなステップだと考えています。先ごろ策定した「南島原市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても、世界遺産関係は重点プロジェクトの一つに位置付け、史跡の保全整備のほか、世界遺産関連交流プログラムや周遊マップの作成、レンタサイクルの導入、ガイドの育成、口之津港再整備など、ソフト・ハードの両面から受け入れ基盤・体制の整備を進めています。

九州オルレ

平成27年9月、九州観光推進機構が韓国を中心とする訪日客の誘致のため設けた九州の魅力的なトレンギングコースである「九州オルレ」に、南島原コースが認定されました。この認定は、長崎県で2例目となります。

オルレは韓国・済州島の方言で「家に帰る細い道」の意味で、自然と歴史を感じながら歩く済州島で人気の観光プログラムです。南島原コースは、有明海の潮風

を肌で感じながら、貿易港として栄えた口之津町の街並みや、のどかな畑の風景を五感で楽しんでいただきたいとの思いから「温暖な港町」をテーマとして、口之津港をスタートし、瀬詰崎灯台、アコウ群落などを通り、口之津歴史民俗資料館をゴールとする約10・5kmの自然豊かなコースです。

今後は韓国や国内の愛好者の来訪が見込まれ、世界遺産との相乗効果でさらなる観光客の増加を期待しているところです。

農林漁業体験民泊の取り組み

南島原市は魅力的かつ豊富な地域資源を有していますが、一方で、ホテル・旅館などの宿泊施設が限られています。このため、この地域資源を生かした体験型観光である「農林漁業体験民泊」の取り組みを平成21年度から開始いたしました。

当初、受け入れ家庭6軒でスタートしたこの事業も、現在は160軒を超えるまでに拡大し、受け入れ人数は本年度は1万2000人を超える見込みです。修学旅行生の受け入れが中心ですが、台湾・韓国を

はじめとした海外からの受け入れも増加しています。

この民泊事業は、(一社)南島原ひまわり観光協会ならびに受け入れ家庭となる農林漁家の皆さんと一体となって成長させてきたものであり、この「ゼロからスタートさせた民泊事業を関係者が一体となつて5年間という短い期間で大きな実績をあげた」という点が高く評価され、平成27年10月、「全国過疎問題シンポジウム2015 in かがわ」において、過疎地域自立活性化優良事例表彰の最高賞である総務大臣賞を受賞するという栄誉に浴しました。

この取り組みは観光振興だけではなく地域づくりの要となつており、人的交流の拡大などにもつながっています。また、受け入れを通して、普段何気ない田舎の生活が宿泊者の皆さんに感動を与え、かつ、それが受け入れ側の喜びや生きがいにもつながっていると感じています。

おわりに

私は市長就任に当たり「住み続けたいまち」「住んでみたいまち」南島原』を基本理念として掲げま

した。その理念実現に向け、今回は、歴史・観光分野における本年のトピックを中心として「わが市」を語ることで、その取り組みの一端をご紹介させていただきました。合併から10年を迎える南島原市ですが、本市の知名度はまだまだ低く、取り組むべき課題も数多く

あります。しかし、先に述べたように、世界遺産登録をはじめ、今、南島原市には大きなチャンスが訪れています。この好機を生かして地域を発展させていくことが私に課せられた役割であると考えられています。そのための挑戦を続けていきます。

プロフィール

- ◆ 面積 170・11km²
- ◆ 人口 4万8920人
- ◆ 世帯数 1万9063世帯

〔将来都市像〕 太陽の恵みと世界遺産のまち南島原

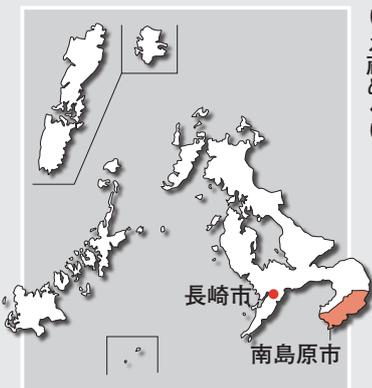
〔まちの特徴〕 雲仙普賢岳と有明海に面した、豊富な資源と特色ある歴史のまち

〔市町村合併〕 平成18年3月31日、深江町・布津町・有家町・西有家町・北有馬町・南有馬町・口之津町・加津佐町の8町の対等合併

〔特産品〕 ばれいしょ、玉ねぎ、アスパラガス、トマト、いちご、梨、葉た



南島原市長
松本政博



〔イベント〕 原城一揆まつり、マリリンフェスタinくちのつ、ありえ浜んこら祭、フェスティビタス・ナタリス、ありえ蔵めぐり

〔観光〕 日野江城跡、原城跡、吉利支丹墓碑、有馬キリシタン遺産記念館、口之津歴史民俗資料館、イルカウォッチング、海水浴場、谷水棚田、道の駅みずなし本陣ふかえ、エコ・パーク論所原、西望公園・記念館

※ 面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

全国市長会の

動き

11月27日～12月17日

詳細につきましては、全国市長会ホームページ
 (<http://www.mayors.or.jp/>)
 をご参照ください。



森会長（右から2番目）

#1 総務大臣と地方三団体の懇談会が 開催され、森会長が出席

11月27日、高市・総務大臣と地方三団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会）の代表者との懇談会が開かれ、本会からは森会長が出席し、自治体情報セキュリティ対策およびマイナンバー制度に関する意見交換を行った。

【行政部】



#2 森会長が「内閣総理大臣と地方六団体 との懇談会」に出席

11月27日、「内閣総理大臣と地方六団体との懇談会」が官邸で開催され、森会長をはじめ地方六団体の会長が出席し、率直な意見交換が行われた。政府からは、安倍・内閣総理大臣のほか、高市・総務大臣、萩生田・内閣官房副長官、世耕・内閣官房副長官、杉田・内閣官房副長官が出席した。

【企画調整室】



会田・守谷市長

#3

「第31次地方制度調査会第27回専門小委員会」の地方六団体ヒアリングに
会田・守谷市長が出席

11月30日、「第31次地方制度調査会第27回専門小委員会」において、人口減少社会に的確に対応する地方行政体制およびガバナンスの在り方に関する答申素案について地方六団体からヒアリングが行われ、本会から相談役の会田・守谷市長が出席した。

〔行政部〕

#4

会田・守谷市長が自由民主党・地方税勉強会に出席し、平成28年度税制改正に関して要請

11月30日、自由民主党本部において開催された自由民主党・地方税勉強会に会田・守谷市長が出席した。

〔財政部〕



会田・守谷市長

#5

森会長が、「平成28年度都市税制改正に関する意見」の実現方について要請

12月2日、森会長は、宮沢洋一・自由民主党税制調査会会長、野田毅・同調査会最高顧問、山口那津男・公明党代表に面会の上、「平

#6

「総務大臣・地方六団体会合」に森会長が出席

12月2日、「総務大臣・地方六団体会合」が総務省において開催され、地方六団体からは本会の森会長をはじめ各代表が、総務省から



宮沢・自由民主党税制調査会会長と森会長

成28年度都市税制改正に関する意見」の実現方について要請を行った。

〔財政部〕

#7 「確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場(平成27年11月5日)での議論を踏まえ、地方六団体として留意を求める事項」を提出

12月7日、「確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場(平成27

は高市・総務大臣をはじめ政務三役等が出席した。

【財政部】



#9 国と地方の協議の場(平成27年度第3回)を開催し、森会長が出席

12月14日、国と地方の協議の場が官邸で開催され、本会からは森会長が出席し、「平成

#8 特別交付税の割合に関する要望、全国市長会会長のコメントを発表

12月7日、特別交付税の割合に関する要望について、全国市長会会長のコメントを発表した。

【財政部】

年11月5日)において、地方六団体として提出した「農用地区域内農地面積の目標について(案)」「および」都道府県が定める確保すべき農用地等の面積の目標の設定基準(案)」に対する地方六団体としての考え方」について、農林水産省から回答があった。

地方六団体では、回答について了承することとしたが、12月7日、改めて、「確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場(平成27年11月5日)での議論を踏まえ、地方六団体として留意を求める事項」を農林水産省へ提出した。

【経済部・行政部】

#10 平成28年度与党税制改正大綱について、全国市長会会長のコメントを発表

12月16日、平成28年度与党税制改正大綱について、全国市長会会長のコメントを発表した。

28年度予算編成等」「一億総活躍、地方創生等」について協議を行った。

【企画調整室】



#11

「自由民主党総務部会・消防議員連盟関係合同会議」に
地方六団体等の代表が出席

12月17日、「自由民主党総務部会・消防議員連盟関係合同会議」が開催され、財政委員会委員長の神谷・安城市長が出席。また、全国基地協議会からは会長の朝長・佐世保市長が出席した。

「財政部・社会文教部」



神谷・安城市長



朝長・佐世保市長

平成27年全国市長会を取り巻く主な動き

■第85回全国市長会議を開催

6月10日、第85回全国市長会議等を開催。「東日本大震災からの復旧・復興及び福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議」「地震・津波・火山噴火等防災対策及び原子力安全・防災対策の充実強化に関する決議」「地方創生の推進に関する決議」「地方の創意を活かした分権型社会を実現する決議」「都市税財源の充実強化に関する決議」および「個人情報保護に関する緊急決議」を決定。併せて「少子化対策・子育て支援に関する特別提言」を決定。

■地方創生関係

1月28日、本会は、まち・ひと・しごと創生に関する調査研究およびその対策を審議するため、理事・評議員合同会議において、「まち・ひと・しごと創生対策特別委員会」を設置。「地方創生の推進に関する決議案」の取りまとめ等を行うなど、平成27年において計5回開催。3月25日、国は、居住・就労・生活支援等に係る情報提供や相談にワンストップで対応する窓口「移住・交流情報ガーデン」を開設。併せて、全国の自治体と共同して構築する総

合的ワンストップポータルサイト「全国移住ナビ」を開設。

4月21日、国は、地方版総合戦略の立案に関する情報面の支援として、地域経済の分析に効果的なビッグデータを見える化(可視化)する地域経済分析システム(RESAS)を提供開始。

5月27日、国は、産・官・学・金・労・言をはじめとする国民各層一体となった取り組みを推進し、地方居住について国民的・社会的な気運を高めるため「そうだ、地方で暮らそう！」国民会議を設置。

6月30日、ローカルアベノミクスの実現等による地方創生の深化を掲げた「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」を閣議決定。同日、「経済財政運営と改革の基本方針2015」「日本再興戦略」改訂2015についても閣議決定、平成28年度予算編成等に向け、新型交付金の創設を含め、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の政策パッケージを推進していくことを決定。

12月18日、平成27年度補正予算案を閣議決定し、地方創生加速化交付金を計上。

12月24日、平成28年度当初予算案を閣議決

定し、地方創生推進交付金を計上。同日、まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015改訂版）を閣議決定。

地方六団体は、地方創生担当大臣との意見交換を2回開催。

■第五次一括法が成立

6月19日、農地法の改正などを含む「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案（第五次一括法案）」が成立。平成26年に新たに導入された提案募集方式において、地方公共団体等からの提案を実現するとして19法律を一括して改正。

■東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援を決定

東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援について、全国町村会、総務省および被災県との協力により中長期的な職員派遣を実施し、約470名の派遣が決定。また、元職員等の情報提供により、7名の採用等が決定（11月1日現在）。さらに、平成28年度においても引き続き人的支援を依頼。

■個人情報保護法および番号法の一部改正

9月3日、金融分野、医療等分野等における番号制度の利用範囲の拡充等を内容とする

「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律案」が年金機構の情報流出問題を受けて、一部修正の上、成立。

10月からは、個人番号と法人番号の付番・通知を開始。

■公職選挙法等の一部改正

6月17日、「公職選挙法の一部を改正する法律」が成立。同法は、「公職選挙法」や「地方自治法」等に規定する選挙権年齢等を「18歳以上」へ引下げることや、選挙犯罪等の少年法における特例措置等を講じるもの。

■平成28年度税制改正

12月16日、「平成28年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党）が決定。本会が現行制度の堅持を求めている固定資産税について、時限措置とはいえ、償却資産課税の一部（機械および装置）に対する軽減措置を講じること

で決着。また、車体課税については、消費税率（国・地方）10%への引上げ時である平成29年4月1日に自動車取得税を廃止するとともに、自動車税および軽自動車税の環境性能割を導入し、市町村に対する新たな交付金を創設することが決定。

なお、ゴルフ場利用税については、同税の廃止を求める意見が、前年度に引き続き税制改正の議論の俎上^{そじょう}にのぼったが、市町村財政運営に不可欠な税源であることが理解され、現行制度を維持することが決定。

■平成28年度地方財政対策

平成28年度の地方一般財源総額は、平成27年度を0・1兆円上回る61・7兆円を確保。地方税が増収となる中、平成27年度とほぼ同額の地方交付税総額が確保されるとともに、臨時財政対策債の発行額が減少。

また、地方が自治体情報システム構造改革推進事業等の重点課題に取り組むために必要な経費が、重点課題対応分（仮称）として地方財政計画の歳出に計上されるとともに、「まち・ひと・しごと創生事業費」については、平成27年度と同額の1兆円を確保。

なお、地方交付税の別枠加算については、平成27年度とほぼ同額の地方交付税総額が確保された上で、廃止されることが決定。

■地方交付税の算定における「トッププラン1方式」の導入を決定

政府は、経済・財政一体改革推進委員会での検討を経て、経済財政諮問会議において取りまとめた「経済・財政再生アクション・プログラム」を決定（12月25日閣議報告）。この

中で、地方交付税の算定におけるいわゆる「トップランナー方式」の導入について明記。地方行政サービス改革の対象業務のうち、単位費用に計上されているすべての業務（23業務）について検討対象とし、平成28年度でできる限り多くの業務（16業務）について着手。地方団体への影響等を考慮し、複数年（おおむね3年～5年程度）かけて段階的に反映。

この方式の導入に当たって、本会は、「住民生活の安心・安全が確保されることを前提とした合理的なものとし、交付税の財源保障機能が損なわれないようにすること」について要望。

■医療保険制度改革関連法が成立―国民皆保険達成以来50年ぶりの大改革―

5月27日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正



する法律（医療保険制度改革関連法）」が成立、同月29日公布。

国保の安定化に向け、①国保への財政支援の拡充による財政基盤の強化（平成27年度から約1700億円、平成29年度以降は毎年約3400億円）、②平成30年度から財政運営の責任主体の都道府県への移管を実施。

同法の成立を受け、森会長がコメントを発表。今回の改正は、本会が長年求めてきた、国保の財政基盤強化と都道府県を保険者とする国保の広域化を実現するものであり、国保の構造的課題が解消され、将来にわたり持続可能な制度としていくための抜本的改革が大きく前進するものと期待等と表明。

厚生労働省は、平成30年度の本格施行に向け、国保基盤強化協議会の事務レベルWGを再開し、制度や運用の詳細について協議を実施。

■平成27年4月から、地域包括ケアシステムの構築、子ども・子育て支援新制度、生活困窮者自立支援制度が同時スタート

地域包括ケアシステムの構築は、平成26年6月に成立した医療介護総合確保推進法を受け、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護、医療、生活支援、介護予防を充実するため、介護保険者である市町村等が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の

特性に応じた包括的なサービス提供体制を作るもの。システムの中核を担う人材の確保・育成の推進、新しい総合事業の円滑な実施のための財政支援等の充実が必要。また、医療・介護の総合的な確保を図るため、都道府県は平成30年度以降の医療計画と介護保険事業支援計画を同時策定。

子ども・子育て支援新制度は、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法に基づき、すべての子ども・子育て家庭を対象に、市町村が実施主体となり、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量および質の充実を図るもの。量および質の充実を実現するため必要とされる、1兆円超程度の財源の確保等が課題。

生活困窮者自立支援制度は、平成25年12月に成立した生活困窮者自立支援法に基づき、生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援、住宅確保給付金の支給、その他の支援を行うもの。事業実施のため、人材の育成や法人等の参入促進に係る措置、十分な財政支援等が必要。

■環太平洋連携協定（TPP）協定交渉の大筋合意

10月6日、環太平洋連携協定（TPP）協定交渉の大筋合意を受け森会長がコメントを発表

表。コメントでは、T P P協定交渉が、国民生活全般に与える影響等の明確な説明と総合的な国内対策の速やかな実施を求めるとともに、特に、農林水産業については、将来にわたり持続的発展が図られるよう、それぞれの地域の特性に応じた施策を講じるよう要請。

11月25日、政府はT P P対策本部において、「総合的なT P P関連政策大綱」を決定。

■農地転用許可の「指定市町村」への権限移譲
「第5次一括法」成立に伴い、農地転用の許可権限が「指定市町村」へ移譲されることとなり、この「指定市町村」の指定基準を策定するため、8月に検討会を設置。

11月10日、①優良農地を確保する目標を定めること、②農地転用許可等を基準に従って適正に運用すると認められること、③農地転用許可制度等に係る事務処理体制が整っていること、



ると認められることの3点を基本とする「指定市町村」の指定基準等を取りまとめ。

■農地の総量確保のための仕組みの充実

政府は、「第5次一括法」の趣旨に基づき、農地の総量確保の仕組みの充実を図り、国と地方が政策目標を共有し、相互に協力して実効性のある目標管理の仕組みを構築するため、11月5日、「確保すべき農用地等の面積の目標等に関する国と地方の協議の場」を開催し、協議の場における議論の内容を十分に尊重した上で、国および都道府県の確保すべき農用地等の目標面積の設定基準を設定。

■会長選挙に政見動画を導入

会長の選任方法の見直しについて検討。会長立候補者の情報を積極的に広く情報提供する必要があるとして、会長立候補に際し政見動画を導入。

■本会執行体制の在り方について検討

執行体制の在り方に関する検討会議を設置。政策面で会長を支える会長代理等の設置、会長の多選制限、副会長任期の在り方等について検討中。

■少子化対策・子育て支援に関する研究会が報告書、特別提言を取りまとめ

少子化対策・子育て支援に関する研究会(座長・田中・四日市市長、座長代理・小田木・高萩市長)が、「人口減少に立ち向かう都市自治体と国の支援のあり方」(報告書)と報告書のうち国と地方が取り組むべき課題と役割を取りまとめた「少子化対策・子育て支援に関する特別提言―医療・教育はナショナルミームとして国が取り組むべき―」を取りまとめ。第85回全国市長会議において特別提言を決定。

■人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する研究会設置

7月、地域に対する誇りを持って多世代が交流し、あるいは共に活動する事業、そのための環境整備について、現状と今後の在り方について調査研究を行うことを目的として、「人口減少社会における多世代交流・共生のまちづくりに関する研究会」を設置。

■第77回全国都市問題会議を開催

10月8日、9日の両日、長野市の「ホクト文化ホール」において、「都市の魅力づくりと交流・定住―人口減少社会に立ち向かう連携の地域活性化戦略―」をテーマに、全国から約2200名の参加者を得て、第77回全国都市問題会議を開催。連携による地域活性化などの取り組み等について熱心に討論。

平成28年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援について(依頼)

全国市長会 災害対策本部

- 東日本大震災に係る被災市町村においては、復興事業の実施に伴う膨大な業務に対応するため、引き続き全国の市区町村からの人的支援が求められているところであります。
- このことから、全国市長会では、平成28年度における東日本大震災に係る被災市町村に対する人的支援につきまして、平成27年12月3日付・各市区長及び都道府県市長会会長等宛て、

- ①市区職員の派遣
- ②市区の第三セクター等職員の派遣
- ③市区の元職員等の情報提供

についてそれぞれ依頼を行わせていただいております。

- つきましては、被災市町村の実情をご賢察のうえ、平成28年度における被災市町村に対する人的支援につきまして、引き続き特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 詳細につきましては、平成27年12月3日付・全国市長会からの依頼通知をご覧くださいようお願い申し上げます。

【全国市長会ウェブサイト(メンバーズページ)参照】

https://www.mayors.or.jp/member/p_saigaihonbu/2015/12/271203daishinsai170172download.ph

【事務局】

全国市長会 災害対策本部 (担当：行政部)
電 話 03-3262-2310
電子メール haken@mayors.or.jp

平成28年度における東日本大震災被災市町村への職員派遣について 〔全国市長会・全国町村会スキームによる職員の派遣〕

派遣要望状況等 (平成27年12月3日現在)

県名	要望状況	
	市町村数	人数
岩手県	7	337
宮城県	13	1,014
福島県	17	198
合計	37	1,549

(参考) 職種別の状況

職種	要望人数
一般事務	788
土木	513
建築	127
保健師	35
農業土木	18
電気	17
機械	12
その他	39
合計	1,549

【総務省ウェブサイト参照】

http://www.soumu.go.jp/menu_kyotsuu/important/70131.html